令和８年第４回箕面市議会定例会議案

箕　　面　　市

令和８年第４回箕面市議会定例会議案

報告第２９号　専決処分の報告の件（事故に係る損害賠償請求に関する和解）…… 4

第９６号議案　指定管理者の指定の件（箕面市立小野原多世代地域交流センター）…… 6

第９７号議案　指定管理者の指定の件（箕面市立箕面文化・交流センター）…… 7

第９８号議案　指定管理者の指定の件（箕面市立老人いこいの家）…… 9

第９９号議案　指定管理者の指定の件（箕面市立老人いこいの家）…… 10

第１００号議案　指定管理者の指定の件（箕面市立駐車場）…… 11

第１０１号議案　箕面市一般職の職員の給与に関する条例等改正の件…… 13

第１０２号議案　箕面市待機児童保育室設置条例制定の件…… 35

第１０３号議案　箕面市重度障害者の医療費の助成に関する条例等改正の件…… 37

第１０４号議案　箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例改正の件…… 40

第１０５号議案　箕面市立リサイクルセンター条例廃止の件…… 42

第１０６号議案　箕面市立駐車場条例改正の件…… 43

第１０７号議案　箕面市火災予防条例改正の件…… 45

第１０８号議案　箕面市証明その他の手数料条例改正の件…… 47

第１０９号議案　箕面市上下水道企業の設置等に関する条例改正の件……　48

第１１０号議案　大阪広域水道企業団との水道事業の統合等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件……　51

第１１１号議案　箕面市水道事業給水条例改正の件……　60

第１１２号議案　令和８年度箕面市一般会計補正予算（第５号）……　62

第１１３号議案　令和８年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第２号）……　100

第１１４号議案　令和８年度箕面市水道事業会計補正予算（第２号）……　107

第１１５号議案　令和８年度箕面市公共下水道事業会計補正予算（第３号）……　120

第１１６号議案　令和８年度箕面市ボートレース事業会計補正予算（第２号）……　131

諮 問 第 ３ 号　人権擁護委員の推薦について意見を求める件……　137

諮 問 第 ４ 号　人権擁護委員の推薦について意見を求める件……　139

諮 問 第 ５ 号　人権擁護委員の推薦について意見を求める件……　141

諮 問 第 ６ 号　人権擁護委員の推薦について意見を求める件……　143

報告第２９号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により次の２件の内容の和解を専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年１１月３０日提出

箕面市長　原　田　亮

１　児童の負傷事故に係る損害賠償請求に関する和解（令和８年９月１７日専決）

(1) 事故発生日時　令和８年４月３０日　午後１時３０分頃

(2) 事故発生場所　箕面市森町中一丁目２３番１４号　箕面市立止々呂美小学校校舎内

(3) 相手方　箕面市在住の個人（親権者　２名）

(4) 事故の状況　上記日時・場所において、相手方が廊下で他の児童に追いかけられて教室に逃げ込み扉を閉めた際、当該児童とは別の児童が教室に入ろうとして扉のガラスに手をついたため、ガラスが破損し、その破片が相手方の左腕に当たり負傷したものである。

(5) 和解の内容　本件事故による相手方の損害額は、６７，９００円とし、市は、相手方にその全額を支払う。

(6) 和解年月日　令和８年９月１７日

２　物損事故に係る損害賠償請求に関する和解の件（令和８年１０月１４日専決）

(1) 事故発生日時　　令和８年８月４日　午前１０時頃

(2) 事故発生場所　　箕面市稲二丁目２７０番１地内　豊能パーキング

(3) 相　手　方　　池田市在住の個人

(4) 事故の状況　　上記日時・場所において、本市の職員が稲児童遊園の北側に隣接する駐車場に越境している樹木を剪定していたところ、当該駐車場に駐車していた相手方の自動車に切り落とした樹木が当たり、同車両のバックドアを損傷させたものである。

(5) 和解の内容　　本件事故による相手方の損害額は、２８７，５４０円とし、市は、相手方にその全額を支払う。

(6) 和解年月日　　令和８年１０月１５日

第９６号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立小野原多世代地域交流センターの指定管理者を指定する。

令和８年１１月３０日提出

箕面市長　原　田　亮

１　公の施設の名称　　箕面市立小野原多世代地域交流センター

２　指定管理者　　箕面市稲一丁目１１番２号

公益社団法人箕面市シルバー人材センター

理事長　黒　山　伊佐夫

３　指定の期間　　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（提案理由）

箕面市立小野原多世代地域交流センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により提案するものである。

第９７号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立箕面文化・交流センターの指定管理者を指定する。

令和８年１１月３０日提出

箕面市長　原　田　亮

１　公の施設の名称　箕面市立箕面文化・交流センター北館及び箕面市立箕面文化・交流センター南館

２　指定管理者　大阪市北区梅田一丁目２番２－１２００号
株式会社ハウスビルシステム
代表取締役　坂　下　芳　史

３　指定の期間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（提案理由）

箕面市立箕面文化・交流センター北館及び箕面市立箕面文化・交流センター南館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により提案するものである。

第９８号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立老人いこいの家の指定管理者を指定する。

令和８年１１月３０日提出

箕面市長　原　田　亮

１　公の施設の名称　　箕面市立萱野老人いこいの家

２　指定管理者　　箕面市萱野一丁目８番２０号

一般社団法人福祉サービスよってんか

代表理事　丸　岡　康　一

３　指定の期間　　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（提案理由）

箕面市立萱野老人いこいの家の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により提案するものである。

第９９号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立老人いこいの家の指定管理者を指定する。

令和８年１１月３０日提出

箕面市長　原　田　亮

１　公の施設の名称　　箕面市立桜ケ丘老人いこいの家

２　指定管理者　　箕面市萱野一丁目８番２０号

一般社団法人福祉サービスよってんか

代表理事　丸　岡　康　一

３　指定の期間　　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（提案理由）

箕面市立桜ケ丘老人いこいの家の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により提案するものである。

第１００号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立駐車場の指定管理者を指定する。

令和８年１１月３０日提出

箕面市長　原　田　亮

１　公の施設の名称　箕面市立かやの第一駐輪場、箕面市立かやの第二駐輪場及び箕面市立かやの第三駐輪場

２　指定管理者　東京都中央区日本橋小網町７番２号
サイカパーキング株式会社
代表取締役　森　井　清

３　指定の期間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（提案理由）

箕面市立かやの第一駐輪場、箕面市立かやの第二駐輪場及び箕面市立かやの第三駐輪場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により提案するものである。

第百一号議案

箕面市一般職の職員の給与に関する条例等改正の件

箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年十一月三十日提出

箕面市長　原　田　亮

箕面市条例第　　号

箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（箕面市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条　箕面市一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十五年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
一	四一九、〇〇〇円
二	四七〇、〇〇〇円
三	五二五、〇〇〇円
四	五九三、〇〇〇円
五	六七七、〇〇〇円
六	七九〇、〇〇〇円

第十一条の四第一項第一号中「二十五万三千百円」を「二十五万三千八百円」に改める。

第十八条第一項ただし書中「二万三千五百円」を「二万五千円」に改める。

第二十条第二項中「百分の百二十六・二五」を「六月に支給する場合

には百分の百二十六・二五、十二月に支給する場合には百分の百二十八・七五」に改め、同条第三項中「百分の百二十六・二五」を「六月に支給する場合には百分の百二十六・二五、十二月に支給する場合には百分の百二十八・七五」に、「百分の七十一・二五」を「六月に支給する場合には百分の七十一・二五、十二月に支給する場合には百分の七十三・七五」に改め、同条第四項中「百分の百二十六・二五」を「六月に支給する場合には百分の百二十六・二五、十二月に支給する場合には百分の百二十八・七五」に、「百分の百二十五」を「六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五」に改める。

第二十一条第二項第一号中「百分の百六・二五」を「六月に支給する場合には百分の百六・二五、十二月に支給する場合には百分の百八・七五」に改め、同項第二号中「百分の五十一・二五」を「六月に支給する場合には百分の五十一・二五、十二月に支給する場合には百分の五十三・七五」に改め、同項第三号中「百分の百五」を「六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百七・五」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表　旧豊能町消防吏員給料表

職務の等級 / 号給	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	535,700	390,600	361,300	356,100	335,400	249,400	216,900
2		392,100	362,800	357,600	336,900	250,700	218,700
3		393,600	364,300	359,100	338,400	252,100	220,500
4		395,100	365,800	360,100	339,900	253,600	222,300
5		396,600	367,300	361,600	341,400	255,100	224,300
6		398,100	368,800	363,100	342,900	256,500	226,000
7		399,600	370,300	364,600	344,400	258,000	227,600
8		401,100	371,800	366,100	345,900	259,400	229,200
9		402,600	373,300	367,600	347,400	260,900	230,700
10		404,100	374,800	369,100	348,900	262,300	232,300
11		405,600	376,300	370,600	350,400	263,800	233,800
12		407,100	377,800	372,100	351,900	265,300	235,400
13		408,600	379,300	373,600	353,400	266,800	236,400
14		410,100	380,800	375,100	354,400	268,200	237,400
15		411,600	382,300	376,600	355,400	269,700	238,400
16		413,100	383,800	378,100	356,900	271,200	239,400
17		414,600	385,300	379,600	358,400	272,700	240,400
18		416,100	386,800	381,100	359,900	274,200	241,400
19		417,600	387,800	382,600	361,400	275,700	242,400
20		419,100	388,800	384,100	362,900	277,100	243,400
21		420,600	390,300	385,600	364,400	278,600	244,400
22		422,100	391,800	386,600	365,900	280,000	245,400
23		423,600	393,300	387,600	367,400	280,900	246,400
24		425,100	394,800	389,100	368,900	281,600	247,400
25		426,600	396,300	390,600	370,400	282,300	248,400
26		428,100	397,800	392,100	371,900	283,000	249,400
27		429,600	399,300	393,600	373,400	283,700	250,700
28		431,100	400,800	395,100	374,900	284,400	252,100
29		432,600	402,300	396,600	376,400	285,500	253,600
30		434,100	403,800	398,100	377,900	286,500	255,100
31		435,600	405,300	399,600	379,400	287,600	256,500
32		437,100	406,800	401,100	380,900	288,600	258,000
33		438,600	408,300	402,600	382,400	289,600	259,300
34		440,100	409,800	404,100	383,900	290,600	260,800
35		441,600	411,300	405,600	384,900	291,600	262,200
36		443,100	412,800	407,100	385,900	292,600	263,700
37		444,600	414,300	408,600	387,400	293,600	265,200
38		446,100	415,800	410,100	387,900	294,700	266,700
39		447,600	417,300	411,600	388,400	295,700	268,000
40		449,100	418,800	413,100	388,900	296,800	269,500
41		450,600	420,300	414,600	389,400	297,800	271,000
42		452,100	421,800	416,100	389,900	298,900	272,500
43		453,600	423,300	417,600	390,400	299,900	273,900
44		455,100	424,800	419,100	390,900	300,900	275,400
45		456,600	426,300	420,600	391,400	302,000	276,800
46		458,100	427,800	422,100	391,900	303,000	278,300
47		459,600	429,300	423,100	392,400	304,000	279,700
48		461,100	430,800		392,900	305,000	280,000
49		462,600	432,300		393,400	306,100	280,300

50		464, 100	433, 800		393, 900	307, 100	280, 500
51		465, 600	435, 300		394, 400	307, 900	280, 800
52		467, 100	436, 800		394, 900	308, 800	281, 000
53		468, 600	438, 300		395, 400	309, 700	281, 200
54		470, 100	439, 800		395, 900	310, 600	281, 400
55		471, 600	441, 300		396, 400	311, 300	281, 700
56		473, 100			396, 900	312, 000	281, 900
57		474, 600			397, 400	312, 700	282, 200
58		476, 100			397, 900	313, 400	282, 400
59		477, 600			398, 400	314, 200	282, 700
60		478, 000			398, 900	315, 000	282, 900
61					399, 400	315, 700	283, 100
62					399, 900	316, 500	283, 300
63					400, 400	317, 300	283, 500
64					400, 900	318, 100	283, 700
65					401, 400	318, 900	284, 000
66					401, 900	319, 700	284, 200
67					402, 400	320, 500	284, 400
68					402, 900	321, 300	284, 700
69					403, 400	322, 100	284, 900
70					403, 900	322, 900	285, 200
71					404, 400	324, 000	285, 500
72					404, 900	325, 100	285, 700
73					405, 400	326, 200	285, 900
74					405, 900	327, 300	286, 100
75					406, 400	328, 400	286, 400
76					406, 900	329, 500	286, 600
77					407, 400	330, 600	286, 900
78					407, 900	331, 700	287, 200
79					408, 400	332, 800	287, 400
80					408, 900	334, 300	287, 700
81					409, 400	335, 800	288, 000
82					409, 900	337, 300	288, 200
83					410, 400	338, 800	288, 400
84					410, 900	340, 300	288, 700
85						341, 800	288, 900
86						343, 300	289, 100
87						344, 800	289, 300
88						346, 300	289, 500
89						347, 800	289, 700
90						349, 300	289, 900
91						350, 800	
92						351, 300	
93						351, 800	
94						352, 300	
95						352, 800	
96						353, 300	
97						353, 800	
98						354, 300	
99						354, 800	
100						355, 300	
101						355, 800	
102						356, 300	
103						356, 800	
104						357, 300	

105						357, 800	
106						358, 300	
107						358, 800	
108						359, 300	
109						359, 800	
110						360, 300	
111						360, 800	
112						361, 300	
113						361, 800	
114						362, 300	
115						362, 800	
116						363, 300	
117						363, 800	
118						364, 300	
119						364, 800	
120						365, 300	
121						365, 800	
122						366, 300	
123						366, 800	
124						367, 300	
125						367, 800	
126						368, 300	
127						368, 800	
128						369, 300	
129						369, 800	
130						370, 300	
131						370, 800	
132						371, 300	
133						371, 800	
134						372, 300	
135						372, 800	

別表第二から別表第七までを次のように改める。

別表第２　行政職給料表（第５条関係）

職員の区分	職務の等級／号給	１等級	２等級	３等級	４等級	５等級	６等級	７等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	536,700	469,700	408,900	367,900	350,400	254,700	209,800
	2		471,200	410,400	369,400	351,900	256,200	211,500
	3		472,700	411,900	370,900	353,400	257,600	213,100
	4		474,200	413,400	372,400	354,900	259,100	214,700
	5		475,700	414,900	373,900	356,400	260,500	216,200
	6		477,200	416,400	375,400	357,900	262,000	217,900
	7		478,700	417,900	376,900	359,400	263,500	219,500
	8		480,200	419,400	378,400	360,900	265,000	221,100
	9		481,700	420,900	379,900	362,400	266,400	222,600
	10		483,200	422,400	381,400	363,900	267,900	224,300
	11		484,700	423,900	382,400	364,900	269,400	226,000
	12		486,200	425,400	383,900	365,900	270,900	227,700
	13		487,700	426,900	385,400	366,900	272,400	228,900
	14		489,200	428,400	386,900	367,900	273,900	230,500
	15		490,700	429,900	388,400	368,400	275,300	232,100
	16		492,200	431,400	389,900	368,900	276,800	233,600
	17		493,700	432,900	391,400	369,400	278,200	235,100
	18		495,200	434,400	392,900	369,900	279,600	236,700
	19		496,700	435,900	394,400	370,400	281,000	238,300
	20		498,200	437,400	395,900	370,900	281,900	239,900
	21		499,700	438,900	397,400	371,400	282,800	241,500
	22		501,200	440,400	398,900	371,900	283,600	243,200
	23		502,700	441,900	400,400	372,400	284,400	244,500
	24		504,200	443,400	401,900	372,900	285,300	245,800
	25		505,700	444,900	403,400	373,400	286,100	247,100
	26		507,200	446,400	404,900	373,900	286,900	248,200
	27		508,700	447,900	406,400	374,400	287,800	249,300
	28		510,200	449,400	407,900	374,900	288,600	250,400
	29		511,700	450,900		375,400	289,400	251,500
	30		513,200	452,400		375,900	290,200	253,000
	31		514,700	453,900		376,400	291,000	254,400
	32		516,200	455,400		376,900	291,800	255,900
	33		517,700	456,900		377,400	292,600	257,300
	34		519,200	458,400		377,900	293,400	258,800
	35		520,700	459,900		378,400	294,300	260,100
	36			461,400		378,900	295,100	261,600
	37			462,900		379,400	295,900	263,100
	38			464,400		379,900	296,800	264,600
	39			465,900		380,400	297,600	265,900
	40			467,400		380,900	298,400	267,400
	41			467,700		381,400	299,300	268,900
	42					381,900	300,100	270,400
	43					382,400	300,900	271,800
	44					382,900	301,800	273,300
	45					383,400	302,600	274,700
	46					383,900	303,400	276,200
	47					384,400	304,200	277,600
	48					384,900	305,000	279,000
	49					385,400	305,900	280,400
	50					385,900	306,700	280,700
	51					386,400	307,400	281,000
	52					386,900	308,100	281,300
	53					387,400	308,800	281,500
	54					387,900	309,500	281,800
	55					388,400	310,300	282,000
	56						311,100	282,300
	57						311,900	282,600
	58						312,700	282,800
	59						313,600	283,100
	60						314,500	283,300
	61						315,400	283,600
	62						316,400	283,800
	63						317,400	284,100
	64						318,400	284,300
	65						319,400	284,500
	66						320,400	
	67						321,400	
	68						322,400	

	69						323,500	
	70						325,000	
	71						326,500	
	72						328,000	
	73						329,500	
	74						331,000	
	75						332,500	
	76						334,000	
	77						335,500	
	78						337,000	
	79						338,500	
	80						340,000	
	81						341,500	
定年前再任用短時間勤務職員		405,400	358,900	331,300	314,800	292,400	278,100	247,600

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第３　技能職給料表（第５条関係）

職員の区分	職務の等級／号給	１等級	２等級	３等級	４等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	350,400	268,200	235,100	209,800
	2	351,900	269,400	236,600	211,700
	3	353,400	270,600	238,000	213,000
	4	354,900	271,900	239,500	214,300
	5	356,400	273,100	241,000	215,600
	6	357,900	274,300	242,500	216,900
	7	359,400	275,500	243,900	218,200
	8	360,900	276,700	245,400	219,500
	9	362,400	277,900	246,900	220,800
	10	363,900	279,100	248,400	222,100
	11	364,900	280,300	249,900	223,400
	12	365,900	281,500	251,300	224,700
	13	366,900	282,700	252,800	226,000
	14	367,900	283,900	254,200	227,300
	15	369,400	285,200	255,700	228,500
	16	370,900	286,400	257,100	229,700
	17	372,400	287,700	258,500	230,600
	18	373,900	288,900	259,800	232,100
	19	375,400	290,100	261,000	233,500
	20	376,900	291,300	262,200	235,000
	21	378,400	292,100	263,400	236,400
	22	379,900	292,900	264,600	237,900
	23	381,400	293,800	265,700	239,200
	24	382,900	294,600	266,900	240,700
	25	384,400	295,400	267,200	242,200
	26	385,900	296,300	267,500	243,700
	27	387,400	297,100	267,700	245,000
	28	388,400	297,900	268,000	246,500
	29		298,800	268,300	248,000
	30		299,600	268,500	249,500
	31		300,400	268,800	250,900
	32		301,300	269,000	252,400
	33		302,300	269,300	253,800
	34		303,300	269,500	255,300
	35		304,300	269,800	256,700
	36		305,100	270,100	258,100
	37		306,000	270,300	259,500
	38		306,800	270,600	259,800
	39		307,500	270,800	260,100
	40		308,200	271,000	260,400
	41		308,900	271,300	260,600
	42		309,800	271,600	260,900
	43		310,700	271,800	261,100
	44		311,600	272,100	261,400
	45		312,500	272,400	261,700
	46		313,400	272,600	261,900
	47		314,400	272,800	262,200
	48		315,400	273,100	262,400
	49		316,400	273,400	262,700
	50		317,400	273,600	262,900
	51		318,400	273,900	263,200
	52		319,400	274,100	263,400
	53		320,400	274,400	263,600
	54		321,400	274,700	263,800
	55		322,400	274,900	264,000
	56		323,800	275,200	
	57		325,300	275,500	
	58		326,800	275,700	
	59		328,300	276,000	
	60		329,800	276,200	
	61		331,300	276,500	
	62		332,800	276,700	
	63		334,300	277,000	
	64		335,800	277,300	
	65		337,300	277,500	
	66		338,800	277,800	
	67		340,300	278,100	
	68		341,500	278,300	
	69			278,600	

	70			278,800	
	71			279,100	
	72			279,400	
	73			279,600	
	74			279,900	
	75			280,200	
	76			280,400	
	77			280,600	
	78			280,900	
	79			281,200	
	80			281,500	
	81			281,800	
	82			282,000	
	83			282,300	
	84			282,600	
	85			282,900	
	86			283,200	
	87			283,500	
	88			283,800	
定年前再任用短時間勤務職員		292,400	278,100	247,600	218,800

備考　この表は、技能職員で規則で定める者に適用する。

別表第４　専門職給料表（第５条関係）

職員の区分	職務の等級／号給	１等級	２等級	３等級	４等級	５等級	６等級	７等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	536,700	469,700	437,700	387,700	359,200	282,200	209,800
	2		471,200	439,200	389,200	360,700	283,200	211,500
	3		472,700	440,700	390,700	362,200	284,200	213,100
	4		474,200	442,200	392,200	363,700	285,200	214,700
	5		475,700	443,700	393,700	365,200	286,100	216,200
	6		477,200	445,200	395,200	366,700	287,100	217,900
	7		478,700	446,700	396,700	368,200	288,000	219,500
	8		480,200	448,200	398,200	369,700	288,900	221,100
	9		481,700	449,700	399,700	371,200	289,800	222,600
	10		483,200	451,200	401,200	372,700	290,700	224,300
	11		484,700	452,700	402,200	374,200	291,600	226,000
	12		486,200	454,200	403,700	375,700	292,500	227,700
	13		487,700	455,700	405,200	377,200	293,400	228,900
	14		489,200	457,200	406,700	378,700	294,400	230,500
	15		490,700	458,700	408,200	380,200	295,400	232,100
	16		492,200	460,200	409,700	381,700	296,500	233,600
	17		493,700	461,700	411,200	383,200	297,500	235,100
	18		495,200	463,200	412,700	384,200	298,500	236,700
	19		496,700	464,700	414,200	385,200	299,600	238,300
	20		498,200	466,200	415,700	386,200	300,600	239,900
	21		499,700	467,700	417,200	387,200	301,700	241,500
	22		501,200		418,700	387,700	302,700	243,200
	23		502,700		420,200	388,200	303,700	244,500
	24		504,200		421,700	388,700	304,700	245,800
	25		505,700		423,200	389,200	305,800	247,100
	26		507,200		424,700	389,700	306,800	248,200
	27		508,700		426,200	390,200	307,700	249,300
	28		510,200		427,700	390,700	308,600	250,400
	29		511,700		429,200	391,200	309,500	251,500
	30		513,200		430,700	391,700	310,400	253,000
	31		514,700		432,200	392,200	311,100	254,400
	32		516,200		433,700	392,700	311,800	255,900
	33		517,700		435,200	393,200	312,500	257,300
	34		519,200		436,200	393,700	313,200	258,800
	35		520,700		436,700	394,200	314,000	260,100
	36					394,700	314,800	261,600
	37					395,200	315,500	263,100
	38					395,700	316,300	264,600
	39					396,200	317,100	265,900
	40					396,700	317,900	267,400
	41					397,200	318,700	268,900
	42						319,500	270,400
	43						320,300	271,800
	44						321,100	273,300
	45						321,900	274,700
	46						322,700	276,200
	47						323,500	277,600
	48						324,300	279,000
	49						325,400	280,400
	50						326,400	280,700
	51						327,400	281,000
	52						328,400	281,200
	53						329,400	281,500
	54						330,500	281,800
	55						332,000	282,100
	56						333,500	282,300
	57						335,000	282,600
	58						336,500	282,800
	59						338,000	283,100
	60						339,500	283,300
	61						341,000	283,600
	62						342,500	283,800
	63						344,000	284,100
	64						345,500	284,300
	65						347,000	284,500
	66						348,500	284,700
	67						350,000	285,000
	68						350,300	285,200
	69							285,500

	70							285,800
	71							286,000
	72							286,300
	73							286,600
	74							286,800
	75							287,100
	76							287,400
	77							287,700
	78							287,900
	79							288,200
	80							288,500
	81							288,700
	82							289,000
	83							289,300
	84							289,500
	85							289,800
	86							290,100
	87							290,300
	88							290,600
	89							290,900
	90							291,100
	91							291,400
	92							291,700
	93							292,000
	94							292,200
	95							292,500
	96							292,800
	97							293,000
	98							293,300
	99							293,600
	100							293,900
	101							294,100
	102							294,300
	103							294,600
	104							294,900
	105							295,100
	106							295,400
	107							295,700
	108							296,000
	109							296,300
	110							296,600
	111							296,900
	112							297,200
	113							297,500
	114							297,800
	115							298,100
	116							298,300
	117							298,600
	118							298,900
	119							299,100
	120							299,400
	121							299,700
	122							300,000
	123							300,200
	124							300,500
	125							300,800
	126							301,100
	127							301,300
	128							301,600
	129							301,800
	130							302,100
	131							302,400
	132							302,700
	133							302,900
	134							303,100
	135							303,400
	136							303,700
	137							304,000
	138							304,300
	139							304,600
定年前再任用短時間勤務職員		405,400	359,500	331,600	314,800	294,400	279,200	247,700

備考　この表は、消防吏員、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、養護教諭、薬剤師、栄養士、保健師、看護師、准看護師その他医療従事職員で規則で定める者に適用する。

別表第５　医療職給料表（第５条関係）

職員の区分	職務の等級／号給	１等級	２等級	３等級	４等級	５等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	632,700	584,000	486,900	430,100	317,300
	2	638,500	590,100	488,900	432,800	319,700
	3	643,500	595,200	490,800	435,500	322,000
	4	647,800	599,900	492,700	438,100	324,200
	5	651,800	604,200	494,200	440,600	326,400
	6	655,200	608,500	495,900	442,800	329,900
	7	658,100	611,900	497,700	444,800	333,400
	8	660,800	614,800	499,500	446,900	336,900
	9		617,300	501,300	449,000	340,500
	10		619,600	503,000	450,600	344,000
	11			504,800	452,200	347,500
	12			506,600	453,800	351,000
	13			508,400	455,400	354,500
	14			510,100	456,900	358,000
	15			511,900	458,400	361,500
	16			513,700	459,800	365,000
	17			515,500	461,200	368,400
	18			517,400	462,700	371,600
	19			519,300	464,200	374,900
	20			521,200	465,600	378,100
	21			523,100	466,900	381,400
	22			524,800	468,400	384,700
	23			526,600	469,800	387,900
	24			528,400	471,200	391,000
	25			530,000	472,600	394,200
	26			531,800	474,000	396,600
	27			533,600	475,300	399,000
	28			535,100	476,600	401,200
	29			536,500	478,000	403,200
	30			538,200	479,300	404,900
	31			540,000	480,700	406,600
	32			541,700	482,100	408,400
	33			543,200	483,400	410,200
	34			544,500	484,700	412,000
	35			545,800	486,000	413,600
	36			547,100	487,400	415,100
	37			548,100	488,800	416,600
	38			549,400	490,400	418,000
	39			550,700	492,000	419,400
	40			552,000	493,500	420,800
	41			553,000	495,100	422,300
	42			553,800	496,300	423,100
	43			554,600	497,300	423,800
	44			555,400	498,300	424,500
	45			556,300	499,100	425,300
	46			557,100	500,000	425,900
	47			557,900	500,900	426,500
	48			558,600	501,700	427,000
	49			559,400	502,400	427,500
	50			560,200	503,100	427,900
	51			560,900	503,800	428,400
	52			561,800	504,400	428,800
	53			562,700	505,000	429,200
	54			563,500	505,700	429,500
	55			564,400	506,300	429,800
	56			565,300	506,900	430,200
	57			566,100	507,200	430,500
	58			566,900	507,800	430,800
	59			567,700	508,400	431,100
	60			568,400	509,100	431,400
	61			569,200	509,500	431,800
	62			570,100	510,100	432,100
	63			571,000	510,800	432,400
	64			571,900	511,500	432,700
	65			572,700	511,900	433,000
	66			573,600	512,500	
	67			574,500	513,100	
	68			575,400	513,600	
	69			576,200	514,100	

	70			577,100	514,600	
	71			578,000	515,100	
	72			578,900	515,600	
	73			579,700	516,000	
	74				516,500	
	75				516,900	
	76				517,300	
	77				517,800	
	78				518,400	
	79				518,900	
	80				519,300	
	81				519,800	
	82				520,400	
	83				521,000	
	84				521,500	
	85				522,000	
定年前再任用短時間勤務職員		636,200	528,200	446,500	386,200	339,500

備考　この表は、医師に適用する。

別表第６　一般任期付職員行政職給料表（第５条の３関係）

職務の等級 / 号給	１等級
	給料月額
	円
1	235,100
2	236,700
3	238,300
4	239,900
5	241,500
6	243,200
7	244,500
8	245,800
9	247,100
10	248,200
11	249,300
12	250,400
13	251,500
14	253,000
15	254,400
16	255,900
17	257,300
18	258,800
19	260,100
20	261,600
21	263,100
22	264,600
23	265,900
24	267,400
25	268,900
26	270,400
27	271,800
28	273,300
29	274,700
30	276,200
31	277,600
32	279,000
33	280,400
34	281,800
35	283,100
36	284,300
37	286,100
38	286,900
39	287,800
40	288,600
41	289,400
42	290,200
43	291,000
44	291,800
45	292,600
46	293,400
47	294,300
48	295,100
49	295,900
50	296,800
51	297,600
52	298,400
53	299,300
54	300,100
55	300,900
56	301,800
57	302,600
58	303,400
59	304,200
60	305,000
61	305,900
62	306,700
63	307,400
64	308,100
65	308,800
66	309,500
67	310,300
68	311,100
69	311,900

70	312,700
71	313,600
72	314,500
73	315,400
74	316,400
75	317,400
76	318,400
77	319,400
78	320,400
79	321,400
80	322,400
81	323,500
82	325,000
83	326,500
84	328,000
85	329,500
86	331,000
87	332,500
88	334,000
89	335,500
90	337,000
91	338,500
92	340,000
93	341,500

備考　この表は、一般任期付職員のうち他の給料表の適用を受けない者に適用する。

別表第７　一般任期付職員医療職給料表（第５条の３関係）

職務の等級 / 号給	１等級
	給料月額
	円
1	258,800
2	260,100
3	261,600
4	263,100
5	264,600
6	265,900
7	267,400
8	268,900
9	270,400
10	271,800
11	273,300
12	274,700
13	276,200
14	277,600
15	279,000
16	280,400
17	280,700
18	281,000
19	281,200
20	281,500
21	281,800
22	283,100
23	284,300
24	285,500
25	286,800
26	288,200
27	289,500
28	290,900
29	292,200
30	293,600
31	294,900
32	296,300
33	297,800
34	299,100
35	300,500
36	301,800
37	303,100
38	304,600
39	306,800
40	307,700
41	308,600
42	309,500
43	310,400
44	311,100
45	311,800
46	312,500
47	313,200
48	314,000
49	314,800
50	315,500
51	316,300
52	317,100
53	317,900
54	318,700
55	319,500
56	320,300
57	321,100
58	321,900
59	322,700
60	323,500
61	324,300
62	325,400
63	326,400
64	327,400
65	328,400
66	329,400
67	330,500
68	332,000
69	333,500

70	335,000
71	336,500
72	338,000
73	339,500
74	341,000
75	342,500
76	344,000
77	345,500
78	347,000
79	348,500
80	350,000
81	350,300

備考　この表は、一般任期付職員のうち薬剤師、栄養士、保健師、看護師その他規則で定める者に適用する。

第二条　箕面市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「六月に支給する場合には百分の百二十六・二五、十二月に支給する場合には百分の百二十八・七五」を「百分の百二十七・五」に改め、同条第三項中「六月に支給する場合には百分の百二十六・二五、十二月に支給する場合には百分の百二十八・七五」を「百分の百二十七・五」に、「六月に支給する場合には百分の百二十六・二五、十二月に支給する場合には百分の七十一・二五、十二月に支給する場合には百分の七十三・七五」を「百分の七十二・五」に改め、同条第四項中「六月に支給する場合には百分の百二十六・二五、十二月に支給する場合には百分の百二十八・七五」を「百分の百二十七・五」に、「六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百二十六・二五」に改める。

第二十一条第二項第一号中「六月に支給する場合には百分の百六・二五、十二月に支給する場合には百分の百八・七五」を「百分の百七・五」に改め、同項第二号中「六月に支給する場合には百分の五十一・二五、十二月に支給する場合には百分の五十三・七五」を「百分の五十二・五」に改め、同項第三号中「六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改める。

（箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第三条　箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「百分の百二十六・二五」を「六月に支給する場合には百分の百二十六・二五、十二月に支給する場合には百分の百二十八・七五」に改める。

第十三条の二第二項中「百分の百六・二五」を「六月に支給する場合

には百分の百六・二五、十二月に支給する場合には百分の百八・七五」に改める。

第二十二条第三項中「百分の百二十六・二五」を「六月に支給する場合には百分の百二十六・二五、十二月に支給する場合には百分の百八・七五」に改める。

第二十二条の二第三項中「百分の百六・二五」を「六月に支給する場合には百分の百六・二五、十二月に支給する場合には百分の百八・七五」に改める。

第四条　箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「六月に支給する場合には百分の百二十六・二五、十二月に支給する場合には百分の百二十八・七五」を「百分の百二十七・五」に改める。

第十三条の二第二項中「六月に支給する場合には百分の百六・二五、十二月に支給する場合には百分の百八・七五」を「百分の百七・五」に改める。

第二十二条第三項中「六月に支給する場合には百分の百二十六・二五、十二月に支給する場合には百分の百二十八・七五」を「百分の百二十七・五」に改める。

第二十二条の二第三項中「六月に支給する場合には百分の百六・二五、十二月に支給する場合には百分の百八・七五」を「百分の百七・五」に改める。

（箕面市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第五条　箕面市特別職の職員の給与に関する条例（昭和三十五年箕面市条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「百分の二百三十」を「六月に支給する場合には百分の二百三十、十二月に支給する場合には百分の二百三十五」に改める。

第六条　箕面市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「六月に支給する場合には百分の二百三十、十二月に支給する場合には百分の二百三十五」を「百分の二百三十二・五」に改める。

（箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正）

第七条　箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の二百三十」を「六月に支給する場合には百分の二百三十、十二月に支給する場合には百分の二百三十五」に改める。

第八条　箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「六月に支給する場合には百分の二百三十、十二月に支給する場合には百分の二百三十五」を「百分の二百三十二・五」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条及び第八条の規定は、令和九年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の箕面市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の一般職給与条例」という。）の規定、第三条の規定による改正後の箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員給与等条例」という。）の規定、第五条の規定による改正後の箕面市特別職の職員の給与に関する条例（以下

「改正後の特別職給与条例」という。）の規定及び第七条の規定による改正後の箕面市報酬及び費用弁償条例（以下「改正後の報酬等条例」という。）の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（給与等の内払）

3　第一条の規定による改正前の箕面市一般職の職員の給与に関する条例、第三条の規定による改正前の箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、第五条の規定による改正前の箕面市特別職の職員の給与に関する条例又は第七条の規定による改正前の箕面市報酬及び費用弁償条例の規定に基づいて、令和八年四月一日以後の分として支払われた給与又は報酬は、それぞれ改正後の一般職給与条例、改正後の会計年度任用職員給与等条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の報酬等条例の規定による給与又は報酬の内払とみなす。

（提案理由）

一般職の職員の給料月額、初任給調整手当及び宿日直手当並びに期末手当及び勤勉手当の支給率、特別職の職員の期末手当の支給率並びに市議会の議長、副議長及び議員の期末手当の支給率を改定するため、本条例を改正するものである。

第百二号議案

箕面市待機児童保育室設置条例制定の件

箕面市待機児童保育室設置条例を次のように定める。

令和八年十一月三十日提出

箕面市長　原　田　亮

箕面市条例第　　号

箕面市待機児童保育室設置条例

（設置）

第一条　保育所等への入所を待機している児童に対し、保育所等に入所するまでの一時的な保護としての保育を行うため、箕面市待機児童保育室（以下「保育室」という。）を設置する。

（名称、位置及び定員）

第二条　保育室の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
箕面市待機児童保育室	箕面市萱野五丁目七番一号	二〇人

（保育の対象児童）

第三条　保育室における保育の対象となる児童は、箕面市教育委員会規則で定める。

（利用料）

第四条　保育室において保育を受けた児童の保護者は、箕面市立幼保連携型認定こども園条例（令和三年箕面市条例第三十二号）第六条第二項の規定により算定した場合の保育料に相当する額の範囲内において箕面市教育委員会規則に定める額の利用料を納付しなければならない。

（委任）

第五条　この条例の施行に関し必要な事項は、箕面市教育委員会規則で定

める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　保育室の利用に係る必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

（提案理由）

箕面市待機児童保育室を設置するため、本条例を制定するものである。

第百三号議案

箕面市重度障害者の医療費の助成に関する条例等改正の件

箕面市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年十一月三十日提出

箕面市長　原　田　亮

箕面市条例第　　号

箕面市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

（箕面市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第一条　箕面市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和四十八年箕面市条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（医療機関等の確認）

第七条　医療証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、規則で定める医療機関等（第三条第一項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下「医療機関等」という。）において、当該助成を受けようとするときは、当該医療機関等から、医療証の提示その他規則で定める方法により、受給者であることの確認を受けなければならない。

第八条中「府内医療機関等」を「医療機関等」に改める。

（箕面市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正）

第二条　箕面市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和五十五年箕

面市条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（医療機関等の確認）

第七条　医療証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、規則で定める医療機関等（第三条第一項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下「医療機関等」という。）において、当該助成を受けようとするときは、当該医療機関等から、医療証の提示その他規則で定める方法により、受給者であることの確認を受けなければならない。

第八条中「府内医療機関等」を「医療機関等」に改める。

（箕面市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正）

第三条　箕面市子どもの医療費の助成に関する条例（平成五年箕面市条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（医療機関等の確認）

第六条　医療証の交付を受けた対象者は、規則で定める医療機関等（第三条第一項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下「医療機関等」という。）において、当該助成を受けようとするときは、当該医療機関等から、医療証の提示その他規則で定める方法により、当該対象者であることの確認を受けなければならない。

第七条中「府内医療機関等」を「医療機関等」に改める。

附　則

この条例は、令和九年三月十五日から施行する。

（提案理由）

個人番号カードによる医療費助成の電子資格確認の導入に伴い、資格確認方法を追加するため、本条例を改正するものである。

第百四号議案

箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例改正の件

箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年十一月三十日提出

箕面市長　原　田　亮

箕面市条例第　　号

箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例（平成十五年箕面市条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の表乾電池、蛍光灯その他製品に水銀を使用しているものの項中「乾電池」の下に「、小型充電式電池（内蔵型製品を含む。）」を加え、同項の次に次のように加える。

新聞、雑誌、段ボールその他の古紙類	月二回	

別表第一特定家庭用機器の部環境クリーンセンターに搬入されたものの項を削る。

附　則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

（提案理由）

小型充電式電池及び古紙類の収集の実施に伴い、その収集回数を定めるとともに、環境クリーンセンターにおける特定家庭用機器の搬入の受入れを廃止するため、本条例を改正するものである。

第百五号議案

箕面市立リサイクルセンター条例廃止の件

箕面市立リサイクルセンター条例を廃止する条例を次のように定める。

令和八年十一月三十日提出

箕面市長　原　田　亮

箕面市条例第　　号

箕面市立リサイクルセンター条例を廃止する条例

箕面市立リサイクルセンター条例（平成四年箕面市条例第三十二号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

（提案理由）

箕面市立リサイクルセンターの機能を廃止するため、本条例を廃止するものである。

第百六号議案

箕面市立駐車場条例改正の件

箕面市立駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年十一月三十日提出

箕面市長　原　田　亮

箕面市条例第　　号

箕面市立駐車場条例の一部を改正する条例

箕面市立駐車場条例（平成二十五年箕面市条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表箕面市立桜井駐輪場の項の次に次のように加える。

（仮称）箕面市立桜井南駐輪場	箕面市桜井二丁目

第七条第一項第二号中「箕面市立桜井駐輪場」の下に「、（仮称）箕面市立桜井南駐輪場」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和九年十二月三十一日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　改正後の第一条の規定により新たに設置される（仮称）箕面市立桜井南駐輪場の管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手続その他駐車場の管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（提案理由）

（仮称）箕面市立桜井南駐輪場を設置するため、本条例を改正するものである。

第百七号議案

箕面市火災予防条例改正の件

箕面市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年十一月三十日提出

箕面市長　原　田　亮

箕面市条例第　　号

箕面市火災予防条例の一部を改正する条例

箕面市火災予防条例（昭和四十八年箕面市条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条に次の一項を加える。

3　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第一項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第十九条に次の一項を加える。

3　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前二項に規定するもののほか、前条第三項の規定を準用する。

第二十条に次の一項を加える。

3　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前二項に規定するもののほか、第十八条第三項の規定を準用する。

第二十一条に次の一項を加える。

3　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前二項に規定するもののほか、第十八条第三項の規定を準用する。

附　則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

（提案理由）

調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト、グリス除去装置等の適切な管理を図るため、その基準を定めるに当たり、本条例を改正するものである。

第百八号議案

箕面市証明その他の手数料条例改正の件

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年十一月三十日提出

箕面市長　原　田　亮

箕面市条例第　　号

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例

箕面市証明その他の手数料条例（昭和五十八年箕面市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表百の項中「第三十九条の二十二第一項」を「第三十九条の十一第一項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第百九号議案

箕面市上下水道企業の設置等に関する条例改正の件

箕面市上下水道企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年十一月三十日提出

箕面市長　原　田　亮

箕面市条例第　　号

箕面市上下水道企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

箕面市上下水道企業の設置等に関する条例（昭和四十一年箕面市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箕面市下水道事業の設置等に関する条例

第一条中「箕面市水道事業及び箕面市公共下水道事業（以下「上下水道企業」と総称する。）」を「箕面市公共下水道事業（以下「下水道事業」という。）」に改める。

第二条の見出し中「上下水道企業」を「下水道事業」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「箕面市公共下水道事業（以下「下水道事業」という。）」を「下水道事業」に改め、同項を同条とする。

第三条の見出し中「全部適用」を「財務規定等の適用」に改め、同条中「の規定の全部」を「第二条第二項に規定する財務規定等」に改める。

第四条中「上下水道企業」を「下水道事業」に改める。

第五条を削る。

第六条中「上下水道企業」を「下水道事業」に改め、同条を第五条とする。

第七条中「上下水道企業」を「下水道事業」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（会計事務の処理）

第七条　法第三十四条の二ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

一　公金の収納又は支払に関する事務

二　公金の保管に関する事務

第八条の見出し中「負担附き」を「負担付き」に改め、同条中「上下水道企業」を「下水道事業」に、「負担附き」を「負担付き」に改める。

第九条の見出し中「提出」を「作成」に改め、同条第一項中「管理者」を「市長」に、「上下水道企業」を「下水道事業」に、「市長に提出しなければ」を「作成しなければ」に改め、同条第二項中「提出する」を「作成する」に改め、同項第三号中「上下水道企業」を「下水道事業」に、「管理者」を「市長」に改め、同条第三項中「提出する」を「作成する」に、「管理者」を「市長」に、「提出しなければ」を「作成しなければ」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際、現に箕面市水道事業の所管に属する権利及び義務は、この条例の施行の時において、大阪広域水道企業団が承継する。

3　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の箕面市上下水道企業の設置等に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により上下水道企業管理者がした処分その他の行為でこの条

例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に旧条例の規定により上下水道企業管理者に対してされた請求その他の行為で、施行日以後において市長が処理し、又は管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、市長がした処分その他の行為又は市長に対してされた請求その他の行為とみなす。

（議会の議決に付すべき重要な公の施設に関する条例の一部改正）

4　議会の議決に付すべき重要な公の施設に関する条例（昭和三十九年箕面市条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

第三条を削る。

（提案理由）

大阪広域水道企業団との水道事業の統合及び公共下水道事業の地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部適用に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第百十号議案

大阪広域水道企業団との水道事業の統合等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

大阪広域水道企業団との水道事業の統合等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和八年十一月三十日提出

箕面市長　原　田　亮

箕面市条例第　　号

大阪広域水道企業団との水道事業の統合等に伴う関係条例の整備に関する条例

（箕面市職員分限条例の一部改正）

第一条　箕面市職員分限条例（昭和二十八年箕面市条例第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「、箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年箕面市条例第三十六号）附則第二項」を削る。

附則第五項中「、箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例附則第二項」を削る。

（箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正）

第二条　箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第八条中「、上下水道企業管理者」を削る。

別表四十九の項中「水道事業及び公共下水道事業運営審議会」を「公共下水道事業運営審議会」に改める。

（箕面市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第三条　箕面市特別職の職員の給与に関する条例（昭和三十五年箕面市条

例第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

別表上下水道企業管理者の項を削る。

（箕面市防災会議条例の一部改正）

第四条　箕面市防災会議条例（昭和三十八年箕面市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六項中「第十号から第十四号まで」を「第九号から第十三号まで」に改め、同条第七項中「第五項第十一号から第十四号まで」を「第五項第十号から第十三号まで」に改める。

（箕面市下水道条例の一部改正）

第五条　箕面市下水道条例（昭和四十四年箕面市条例第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「上下水道企業管理者（以下「管理者」という。）」を「市長」に、「規程」を「規則」に改め、同条第三号及び第四号中「管理者」を「市長」に改める。

第六条第一項中「規程」を「規則」に、「管理者」を「市長」に改め、同条第二項中「管理者」を「市長」に改める。

第七条中「管理者」を「市長」に改める。

第八条第一項各号列記以外の部分中「規程」を「規則」に、「管理者」を「市長」に改め、同項第二号中「規程」を「規則」に改め、同項第三号中「管理者が」を「市長が」に改め、同条第二項中「規程」を「規則」に改める。

第十条の二第三項中「規程」を「規則」に、「管理者」を「市長」に改める。

第十条の三第三項中「規程」を「規則」に改める。

第十条の四及び第十二条中「管理者」を「市長」に改める。

第十三条及び第十三条の二中「規程」を「規則」に、「管理者」を「市長」に改める。

第十三条の三中「管理者」を「市長」に改める。

第十三条の四第一項中「規程」を「規則」に改め、同条第二項中「管理者」を「市長」に改める。

第十三条の五中「管理者」を「市長」に、「規程」を「規則」に改める。

第十三条の六中「規程」を「規則」に改める。

第十三条の七並びに第十四条第一項、第二項ただし書及び第四項中「管理者」を「市長」に改める。

第十五条第二項第一号中「規程」を「規則」に改め、同項第三号及び第四号中「管理者」を「市長」に改め、同条第三項中「管理者」を「市長」に、「規程」を「規則」に改める。

第十六条中「管理者」を「市長」に改める。

第十六条の二第三号、第五号及び第六号中「規程」を「規則」に改める。

第十七条、第十九条、第十九条の三第二項、第十九条の四ただし書並びに第二号及び第三号、第二十条、第二十一条並びに第二十二条中「管理者」を「市長」に改める。

（箕面市北部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第六条　箕面市北部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭

和四十七年箕面市条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「上下水道企業管理者（以下「管理者」という。）」を「市長」に改める。

第二条第二項、第三条、第七条、第八条、第九条第一項及び第三項、第十条、第十一条第二項並びに第十二条から第十七条までの規定中「管理者」を「市長」に改める。

（箕面市職員旅費条例の一部改正）

第七条　箕面市職員旅費条例（昭和四十八年箕面市条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中「　上下水道企業管理者」を削る。

（箕面市証明その他の手数料条例の一部改正）

第八条　箕面市証明その他の手数料条例（昭和五十八年箕面市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第七号中「百二十九の項」を「百二十七の項」に改め、同条第三項中「七十五の項から九十の項まで」を「七十三の項から八十八の項まで」に改める。

別表中四十四の項及び四十五の項を削り、四十六の項を四十四の項とし、四十七の項から五十六の項までを二項ずつ繰り上げ、同表五十七の項中「五十九の項、六十一の項、六十二の項、六十四の項、六十五の項及び六十八の項」を「五十七の項、五十九の項、六十の項、六十二の項、六十三の項及び六十六の項」に改め、同項を同表五十五の項とし、同表中五十八の項を五十六の項とし、五十九の項を五十七の項とし、同表六十の項中「六十五の項」を「六十三の項」に改め、同項を同表五十八の項とし、同表中六十一の項を五十九の項とし、同表六十二の項中「六十五の項、七十一の項及び七十二の項」を「六十三の項、六十九の項及び

七十の項」に改め、同項を同表六十の項とし、同表中六十三の項を六十一の項とし、六十四の項から八十一の項までを二項ずつ繰り上げ、同表八十二の項中「八十八の項」を「八十六の項」に改め、同項を同表八十の項とし、同表中八十三の項を八十一の項とし、八十四の項を八十二の項とし、八十五の項を八十三の項とし、同表八十六の項中「八十二の項」を「八十の項」に改め、同項を同表八十四の項とし、同表八十七の項中「八十三の項」を「八十一の項」に、「八十五の項」を「八十三の項」に改め、同項を同表八十五の項とし、同表中八十八の項を八十六の項とし、八十九の項から百三十八の項までを二項ずつ繰り上げ、同表中百三十九の項を削り、百四十の項を百三十七の項とし、百四十一の項から百五十五の項までを三項ずつ繰り上げ、同表備考第五号中「四十八の項、百二十八の項、百三十八の項、百五十三の項及び百五十四の項」を「四十六の項、百二十六の項、百三十六の項、百五十の項及び百五十一の項」に改め、同表備考第六号中「七十五の項から九十の項まで」を「七十三の項から八十八の項まで」に改め、同表備考第七号及び第八号中「百二十九の項」を「百二十七の項」に改める。

（箕面市職員の定年等に関する条例の一部改正）

第九条　箕面市職員の定年等に関する条例（昭和五十九年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「、箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年箕面市条例第三十六号）第四条」を削る。

（箕面市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第十条　箕面市特別職の職員の退職手当に関する条例（平成元年箕面市条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、上下水道企業管理者」を削る。

第三条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

（箕面市情報システムの管理運営に関する条例の一部改正）

第十一条　箕面市情報システムの管理運営に関する条例（平成十六年箕面市条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「、上下水道企業管理者」を削る。

第三条中「、上下水道局」を削る。

（箕面市水道事業及び公共下水道事業運営審議会条例の一部改正）

第十二条　箕面市水道事業及び公共下水道事業運営審議会条例（平成十六年箕面市条例第十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箕面市公共下水道事業運営審議会条例

第一条中「箕面市水道事業及び公共下水道事業運営審議会」を「箕面市公共下水道事業運営審議会」に改める。

第二条中「水道事業及び」を削る。

第四条第一号中「水道及び」を削る。

（箕面市情報公開条例の一部改正）

第十三条　箕面市情報公開条例（平成十七年箕面市条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、上下水道企業管理者」を削る。

（箕面市職員の厚生制度に関する条例の一部改正）

第十四条　箕面市職員の厚生制度に関する条例（平成十八年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を削り、同条第三号中「会計年度任用職員」を「法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、

同条第六号を同条第五号とする。

（箕面市水道事業及び公共下水道事業の経営に関する条例の一部改正）

第十五条　箕面市水道事業及び公共下水道事業の経営に関する条例（平成二十五年箕面市条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箕面市公共下水道事業の経営に関する条例

第一条中「箕面市上下水道企業の設置等に関する条例」を「箕面市下水道事業の設置等に関する条例」に改め、「箕面市水道事業（以下「水道事業」という。）及び」を削る。

第二条を次のように改める。

（経営の規模）

第二条　下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

一　予定処理区域　本市の区域のうち下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による協議を行った区域

二　予定処理区域面積　二千二百七十ヘクタール

三　計画処理人口　十四万千四十人

四　一日最大処理水量　五万八千三百六十二立方メートル

五　予定排水区域　第一号に掲げる区域と同一の区域

六　予定排水区域面積　二千二百七十ヘクタール

第三条第一項中「水道事業及び」を削り、同条第三項中「建設改良積立金」の下に「又は利益積立金」を加え、同条第四項に次の一号を加える。

三　利益積立金　欠損金を埋める目的

（箕面市暴力団排除条例の一部改正）

第十六条　箕面市暴力団排除条例（平成二十六年箕面市条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「上下水道企業管理者又は」及び「「上下水道企業管理者」又は」を削る。

（箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第十七条　箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年箕面市条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、上下水道企業管理者」を削る。

（箕面市事務分掌条例の一部改正）

第十八条　箕面市事務分掌条例（令和七年箕面市条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第八項に次の一号を加える。

六　下水道に関する事項

（箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の廃止）

第十九条　次に掲げる条例は、廃止する。

一　箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年箕面市条例第三十六号）

二　箕面市上下水道企業職員定数条例（昭和四十二年箕面市条例第七号）

三　箕面市水道事業給水条例（平成九年箕面市条例第四十六号）

四　箕面市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例（平成二十五年箕面市条例第二十七号）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和九年四月一日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第五条の規定による改正前の箕面市下水道条例（以下「改正前の下水道条例」という。）、第六条の規定による改正前の箕面市北部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（以下「改正前の受益者負担条例」という。）、第十三条の規定による改正前の箕面市情報公開条例（以下「改正前の情報公開条例」という。）、第十七条の規定による改正前の箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「改正前の個人情報保護条例」という。）若しくは第十九条第一号の規定による廃止前の箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「廃止前の上下水道企業職員給与条例」という。）の規定により上下水道企業管理者（以下「管理者」という。）がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の下水道条例、改正前の受益者負担条例、改正前の情報公開条例、改正前の個人情報保護条例若しくは廃止前の上下水道企業職員給与条例の規定により管理者に対してされた請求その他の行為で、施行日以後において市長が処理し、又は管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、市長がした処分その他の行為又は市長に対してされた請求その他の行為とみなす。

（提案理由）

大阪広域水道企業団との水道事業の統合及び公共下水道事業の地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部適用に伴い、関係規定を整備するため、本条例を制定するものである。

第百十一号議案

箕面市水道事業給水条例改正の件

箕面市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年十一月三十日提出

箕面市長　原　田　亮

箕面市条例第　　号

箕面市水道事業給水条例の一部を改正する条例

箕面市水道事業給水条例（平成九年箕面市条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（債権の放棄）

第二十八条の二　管理者は、料金等の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該料金等の債権を放棄することができる。

一　消滅時効に係る時効期間が経過した債権のうち、会計上不納欠損として処理したもの（債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）

二　破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十三条第一項により債務者が当該料金等の債権についてその責任を免れたもの（保証人の保証があるときを除く。）

2　管理者は、前項の規定により料金等の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

箕面市水道事業が大阪広域水道企業団と統合するに当たり、徴収見込みのない水道料金及び水道メーター使用料に係る債権を放棄する必要があるため、本条例を改正するものである。

第１１２号議案

令和８年度箕面市一般会計補正予算（第５号）

令和８年度箕面市の一般会計の補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,093,846 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 78,012,416 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第２条　継続費の変更は、「第２表　継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第３条　地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第３表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第４条　債務負担行為の変更は、「第４表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第５条　地方債の変更は、「第５表　地方債補正」による。

令和８年１１月３０日提出

箕面市長　原　田　亮

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
13 分担金及び負担金		1,205,505	16,419	1,221,924
	1 負担金	1,197,855	16,419	1,214,274
15 国庫支出金		15,187,375	5,251	15,192,626
	4 国庫交付金	2,990,642	5,251	2,995,893
16 府支出金		5,798,967	1,050	5,800,017
	4 府交付金	980,491	1,050	981,541
18 寄附金		71,276	4,719	75,995
	1 寄附金	71,276	4,719	75,995
19 繰入金		5,117,423	714,008	5,831,431
	1 基金繰入金	4,757,902	714,008	5,471,910
20 繰越金		227,242	196,236	423,478
	1 繰越金	227,242	196,236	423,478
21 諸収入		6,934,787	1,032,063	7,966,850
	4 収益事業収入	5,766,875	1,000,000	6,766,875
	5 雑入	956,254	32,063	988,317
22 市債		4,409,600	124,100	4,533,700
	1 市債	4,409,600	124,100	4,533,700
歳入合計		75,918,570	2,093,846	78,012,416

歳　出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		454,838	4,767	459,605
	1 議会費	454,838	4,767	459,605
2 総務費		8,257,539	232,867	8,490,406
	1 総務管理費	7,059,911	224,503	7,284,414
	2 徴税費	479,441	2,750	482,191
	3 戸籍住民基本台帳費	520,375	19,323	539,698
	4 選挙費	135,667	△9,928	125,739
	5 統計調査費	27,952	△1,593	26,359
	6 監査委員費	34,193	△2,188	32,005
3 民生費		31,938,941	311,480	32,250,421
	1 社会福祉費	8,575,138	248,252	8,823,390
	2 児童福祉費	14,625,712	38,627	14,664,339
	3 生活保護費	3,147,017	△743	3,146,274
	5 介護保険費	2,018,379	25,344	2,043,723
4 衛生費		6,466,309	31,234	6,497,543
	1 保健衛生費	2,012,330	8,221	2,020,551
	2 清掃費	2,307,655	23,013	2,330,668
5 労働費		107,700	221	107,921
	1 労働諸費	107,700	221	107,921
6 農林水産業費		146,623	1,674	148,297
	1 農業費	129,021	1,674	130,695
7 商工費		263,429	2,622	266,051
	1 商工費	191,679	2,622	194,301
8 土木費		5,851,579	70,544	5,922,123
	1 土木管理費	1,219,601	56,228	1,275,829
	2 道路橋りょう費	1,897,535	1,218	1,898,753
	4 都市計画費	2,083,466	13,098	2,096,564
9 消防費		2,212,101	37,892	2,249,993
	1 消防費	2,212,101	37,892	2,249,993
10 教育費		10,362,321	207,010	10,569,331
	1 教育総務費	2,163,777	81,984	2,245,761
	2 小学校費	2,290,892	12,863	2,303,755
	3 中学校費	2,443,244	18,340	2,461,584

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	4 幼稚園費	103,387	3,995	107,382
	5 社会教育費	1,076,666	89,828	1,166,494
12 公債費		3,547,965	15,183	3,563,148
	1 公債費	3,547,965	15,183	3,563,148
13 諸支出金		6,239,225	1,178,352	7,417,577
	1 諸費	54,962	178,352	233,314
	2 基金費	6,184,263	1,000,000	7,184,263
歳出合計		75,918,570	2,093,846	78,012,416

第 2 表　継続費補正

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
			千円		千円	千円		千円
				令和7年度			令和7年度	
				令和8年度			令和8年度	
4 衛生費	2 清掃費	ごみ収集車両整備事業（継続費）	72,494	令和9年度	25,910	93,810	令和9年度	29,391
				令和10年度	26,210		令和10年度	34,098
				令和11年度	20,374		令和11年度	30,321
8 土木費	2 道路橋りょう費	桜井駅南改札口等設置支援事業（継続費）	395,956	令和8年度	21,600	395,956	令和8年度	27,229
				令和9年度	374,356		令和9年度	368,727

第　3　表　　繰越明許費補正

款	項	補　正　前		補　正　後	
		事業名	金　額	事　業　名	金　額
3　民生費	1　社会福祉費		千円	老人デイサービスセンター管理事業（臨時）	千円 121,352
				多世代交流センター管理運営事業（臨時）	49,279
10　教育費	5　社会教育費			船場におけるアート×まちづくり事業	56,980

第 4 表　債務負担行為補正

事　項	補　正　前		補　正　後	
	期　間	限 度 額	期　間	限 度 額
ふるさと寄附金推進事業（企業版）			令和8年度から令和9年度	寄附金額に対して契約に定める額
小野原多世代地域交流センター管理運営事業			令和8年度から令和13年度	32,170 千円
固定資産評価替事業			令和8年度から令和11年度	40,224 千円
萱野老人いこいの家管理運営事業			令和8年度から令和13年度	74,585 千円
桜ヶ丘老人いこいの家管理運営事業			令和8年度から令和13年度	56,284 千円
待機児童保育室運営事業			令和8年度から令和9年度	33,506 千円
環境クリーンセンター長期包括運営事業（Ｒ８業務追加分）			令和8年度から令和14年度	237,762 千円
文化・交流センター管理運営事業			令和8年度から令和13年度	274,010 千円

第 5 表　地方債補正

起債の目的	補正区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
		千円		%以内		年以内	年以内		
光明の郷ケアセンター改修事業	補正前								
	補正後	109,200	普通貸借又は証券発行	4 (注)	政府その他	25	5	半年賦又は年賦、元利均等又は元金均等	必要に応じて繰上償還することができる。
認定こども園整備事業	補正前								
	補正後	3,200	普通貸借又は証券発行	4 (注)	政府その他	25	5	半年賦又は年賦、元利均等又は元金均等	必要に応じて繰上償還することができる。
道路安全対策事業	補正前	157,600	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	155,800	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
桜井駅南改札口等整備事業	補正前	2,900	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	4,700	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

起債の目的	補正区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
森林整備事業	補正前	千円		%以内		年以内	年以内		
	補正後	11,700	普通貸借又は証券発行	4 (注)	政府その他	25	5	半年賦又は年賦、元利均等又は元金均等	必要に応じて繰上償還することができる。

(注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

令和８年度

（2026 年度）

箕面市一般会計補正予算（第５号）説明書

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 市税	29,378,000	0	29,378,000
2 地方譲与税	278,000	0	278,000
3 利子割交付金	140,000	0	140,000
4 配当割交付金	328,000	0	328,000
5 株式等譲渡所得割交付金	405,000	0	405,000
6 法人事業税交付金	332,000	0	332,000
7 地方消費税交付金	3,400,000	0	3,400,000
8 環境性能割交付金	18,000	0	18,000
9 ゴルフ場利用税交付金	1,700	0	1,700
10 地方特例交付金	227,000	0	227,000
11 地方交付税	1,198,080	0	1,198,080
12 交通安全対策特別交付金	13,000	0	13,000
13 分担金及び負担金	1,205,505	16,419	1,221,924
14 使用料及び手数料	762,868	0	762,868
15 国庫支出金	15,187,375	5,251	15,192,626
16 府支出金	5,798,967	1,050	5,800,017
17 財産収入	484,747	0	484,747
18 寄附金	71,276	4,719	75,995
19 繰入金	5,117,423	714,008	5,831,431
20 繰越金	227,242	196,236	423,478
21 諸収入	6,934,787	1,032,063	7,966,850
22 市債	4,409,600	124,100	4,533,700
歳入合計	75,918,570	2,093,846	78,012,416

歳　出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議会費	454,838	4,767	459,605	0	0	0	4,767
2 総務費	8,257,539	232,867	8,490,406	0	0	4,719	228,148
3 民生費	31,938,941	311,480	32,250,421	3,151	112,400	58,000	137,929
4 衛生費	6,466,309	31,234	6,497,543	3,150	0	0	28,084
5 労働費	107,700	221	107,921	0	0	0	221
6 農林水産業費	146,623	1,674	148,297	0	0	0	1,674
7 商工費	263,429	2,622	266,051	0	0	0	2,622
8 土木費	5,851,579	70,544	5,922,123	0	11,700	0	58,844
9 消防費	2,212,101	37,892	2,249,993	0	0	0	37,892
10 教育費	10,362,321	207,010	10,569,331	0	0	52,204	154,806
11 災害復旧費	20,000	0	20,000	0	0	0	0
12 公債費	3,547,965	15,183	3,563,148	0	0	11,379	3,804
13 諸支出金	6,239,225	1,178,352	7,417,577	0	0	1,000,099	178,253
14 予備費	50,000	0	50,000	0	0	0	0
歳出合計	75,918,570	2,093,846	78,012,416	6,301	124,100	1,126,401	837,044

2　歳　　入
(款) 13　分担金及び負担金
(項)　1　負担金

科目			補正前の額	補正額	計
款	項	目			
			千円	千円	千円
13		分担金及び負担金	1,205,505	16,419	1,221,924
	1	負担金	1,197,855	16,419	1,214,274
		4 消防費負担金	350,657	16,419	367,076
15		国庫支出金	15,187,375	5,251	15,192,626
	4	国庫交付金	2,990,642	5,251	2,995,893
		2 民生費国庫交付金	450,921	5,251	456,172
16		府支出金	5,798,967	1,050	5,800,017
	4	府交付金	980,491	1,050	981,541
		2 民生費府交付金	479,128	1,050	480,178
18		寄附金	71,276	4,719	75,995
	1	寄附金	71,276	4,719	75,995
		1 ふるさと寄附金	71,276	4,719	75,995
19		繰入金	5,117,423	714,008	5,831,431
	1	基金繰入金	4,757,902	714,008	5,471,910
		4 公債管理基金繰入金	780,000	3,804	783,804
		5 保健福祉総合推進基金繰入金	172,000	58,000	230,000
		12 まち・ひと・しごと創生基金繰入金	25,230	52,204	77,434
		14 財政調整基金繰入金	38,080	600,000	638,080
20		繰越金	227,242	196,236	423,478
	1	繰越金	227,242	196,236	423,478
		1 前年度繰越金	227,242	196,236	423,478

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
1 消防費負担金	16,419	**3　豊能町消防事務受託負担金　16,419** 補正後　365,942,000円－補正前　349,523,000円
2 児童福祉費交付金	5,251	**5　子ども・子育て支援交付金　2,100** 補正後　248,304,000円－補正前　246,204,000円 **6　就学前教育・保育施設整備交付金　3,151** 補正後　5,345,000円－補正前　2,194,000円
2 児童福祉費交付金	1,050	**3　子ども・子育て支援交付金　1,050** 補正後　240,736,000円－補正前　239,686,000円
1 ふるさと寄附金	4,719	**3　ふるさと寄附金（代理寄附分）　4,719**
1 公債管理基金繰入金	3,804	**1　公債管理基金繰入金　3,804** 補正後　783,804,000円－補正前　780,000,000円
1 保健福祉総合推進基金繰入金	58,000	**1　保健福祉総合推進基金繰入金　58,000** 補正後　230,000,000円－補正前　172,000,000円
1 まち・ひと・しごと創生基金繰入金	52,204	**1　まち・ひと・しごと創生基金繰入金　52,204** 補正後　77,434,000円－補正前　25,230,000円
1 財政調整基金繰入金	600,000	**1　財政調整基金繰入金　600,000** 補正後　638,080,000円－補正前　38,080,000円
1 前年度繰越金	196,236	**1　前年度繰越金　196,236** 補正後　423,478,000円－補正前　227,242,000円

(款)　20　繰越金
(項)　1　繰越金

(款) 21 諸収入
(項) 4 収益事業収入

科目			補正前の額	補正額	計
款	項	目			
			千円	千円	千円
21		諸収入	6,934,787	1,032,063	7,966,850
	4	収益事業収入	5,766,875	1,000,000	6,766,875
		1 ボートレース事業収入	5,766,875	1,000,000	6,766,875
	5	雑入	956,254	32,063	988,317
		3 雑入	504,664	11,674	516,338
		5 過年度収入	1,747	20,389	22,136
22		市債	4,409,600	124,100	4,533,700
	1	市債	4,409,600	124,100	4,533,700
		2 民生債	681,700	112,400	794,100
		5 土木債	1,270,800	11,700	1,282,500

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
1 ボートレース事業収入	1,000,000	**1 ボートレース事業会計繰入金**	**1,000,000**
		補正後 6,766,875,000円－補正前 5,766,875,000円	
2 雑入	11,674	**63 教育・保育給付施設等運営費補助金返還金**	**295**
		68 粟生外院彩都分署工事前払金返還収入	**11,379**
1 過年度収入	20,389	**1 過年度収入**	**20,389**
		令和７年度介護扶助費等国庫負担金他	
1 社会福祉事業債	109,200	**4 光明の郷ケアセンター改修事業債**	**109,200**
2 児童福祉事業債	3,200	**1 認定こども園整備事業債**	**3,200**
1 道路橋りょう事業債	0	**3 道路安全対策事業債**	**△1,800**
		補正後 155,800,000円－補正前 157,600,000円	
		6 桜井駅南改札口等整備事業債	**1,800**
		補正後 4,700,000円－補正前 2,900,000円	
2 都市計画事業債	11,700	**15 森林整備事業債**	**11,700**

(款) 22 市債
(項) 1 市債

3　歳　　出
(款)　1　議会費
(項)　1　議会費

科目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
款	項	目					
			千円	千円	千円		千円
1 議会費			454,838	4,767	459,605	一般財源	4,767
	1 議会費		454,838	4,767	459,605	一般財源	4,767
		1 議会費	454,838	4,767	459,605	一般財源	4,767
2 総務費			8,257,539	232,867	8,490,406	寄附金	4,719
						一般財源	228,148
	1 総務管理費		7,059,911	224,503	7,284,414	寄附金	4,719
						一般財源	219,784
		1 一般管理費	4,169,600	219,457	4,389,057	寄附金	4,719
						一般財源	214,738

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
2 給料	2,048	**1 人件費（議会費）【職員課】**	**3,915**
		2 給料	**2,048**
		2 一般職給	2,048
		一般職給　2,048	
3 職員手当等	2,403	**3 職員手当等**	**1,551**
		4 地域手当	245
		5 通勤手当	60
		9 時間外及び休日勤務手当	75
		11 期末勤勉手当	1,081
		14 児童手当	90
4 共済費	316	**4 共済費**	**316**
		3 職員共済組合負担金	316
		2 議員報酬等関係事業【議会事務局総務課】	**852**
		3 職員手当等	**852**
		1 議員期末手当	852
2 給料	98,541	**1 人件費（特別職給与）【職員課】**	**173**
		3 職員手当等	**173**
3 職員手当等	31,812	11 期末勤勉手当	173
4 共済費	1,035	**2 人件費（一般管理費）【職員課】**	**131,253**
		2 給料	**98,541**
7 報償費	4,559	2 一般職給	98,541
		一般職給　98,541	
11 役務費	425	**3 職員手当等**	**31,639**
		2 扶養手当	△231
12 委託料	928	3 管理職手当	3,663
		4 地域手当	17,025
13 使用料及び賃借料	1,506	5 通勤手当	1,119
		8 夜間勤務手当	△217
18 負担金補助及び交付金	4,651	9 時間外及び休日勤務手当	1,568
		10 住居手当	1,709
22 償還金利子及び割引料	76,000	11 期末勤勉手当	6,818
		14 児童手当	65
		17 初任給調整手当	120
		4 共済費	**1,073**
		3 職員共済組合負担金	977
		7 社会保険料	96

(款)　2　総務費
(項)　1　総務管理費

科目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
款	項	目					
			千円	千円	千円		千円
2	1	1 一般管理費					
		5 財産管理費	158,691	5,046	163,737	一般財源	5,046
	2	徴税費	479,441	2,750	482,191	一般財源	2,750
		1 徴税総務費	361,231	2,750	363,981	一般財源	2,750

節		説明		
区分	金額			
千円				千円
		4 人件費（雇用保険料）【職員課】		**△38**
		4 共済費		**△38**
		7 社会保険料		△38
		45 ふるさと寄附金推進事業【ブランド戦略課】		**7,349**
		7 報償費		**4,559**
		1 報償金		4,559
		ふるさと寄附金謝礼品	4,559	
		11 役務費		**394**
		3 手数料		394
		12 委託料		**928**
		1 委託料		928
		ふるさと寄附金運営事務委託	928	
		13 使用料及び賃借料		**1,468**
		1 使用料		1,468
		64 市税過年度還付事務事業【税務課】		**76,000**
		22 償還金利子及び割引料		**76,000**
		1 償還金		15,000
		市税過年度還付金	15,000	
		4 返還金		61,000
		68 ふるさと寄附金推進事業（臨時）【ブランド戦略課】		**4,720**
		11 役務費		**31**
		3 手数料		31
		13 使用料及び賃借料		**38**
		1 使用料		38
		18 負担金補助及び交付金		**4,651**
		1 負担金		4,651
		ふるさと寄附金（代理寄附分）	4,651	
16 公有財産購入費	5,046	**57 庁舎管理事業（臨時）【庁舎管理課】**		**5,046**
		16 公有財産購入費		**5,046**
		2 建物購入費		5,046
		上下水道局庁舎	5,046	
2 給料	579	**1 人件費（徴税総務費）【職員課】**		**2,750**
		2 給料		**579**
		2 一般職給		579
		一般職給	579	
3 職員手当等	2,171	**3 職員手当等**		**2,171**
		2 扶養手当		△120
		3 管理職手当		△517
		4 地域手当		286
		5 通勤手当		312
		9 時間外及び休日勤務手当		2,002

科目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
款	項	目					
			千円	千円	千円		千円
2	2	1 [徴税総務費]					
		3 戸籍住民基本台帳費	520,375	19,323	539,698	一般財源	19,323
		1 戸籍住民基本台帳費	520,375	19,323	539,698	一般財源	19,323
		4 選挙費	135,667	△9,928	125,739	一般財源	△9,928
		1 選挙管理委員会費	66,959	△9,928	57,031	一般財源	△9,928
		5 統計調査費	27,952	△1,593	26,359	一般財源	△1,593
		1 統計調査総務費	22,834	△1,593	21,241	一般財源	△1,593

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
		10 住居手当	△308
		11 期末勤勉手当	711
		14 児童手当	△195
2 給料	12,199	**1 人件費（戸籍住民基本台帳費）【職員課】**	**19,323**
		2 給料	**12,199**
3 職員手当等	5,565	2 一般職給	12,199
		一般職給 12,199	
4 共済費	1,559	**3 職員手当等**	**5,565**
		2 扶養手当	104
		3 管理職手当	720
		4 地域手当	2,705
		5 通勤手当	△124
		9 時間外及び休日勤務手当	192
		10 住居手当	△61
		11 期末勤勉手当	2,049
		14 児童手当	△20
		4 共済費	**1,559**
		3 職員共済組合負担金	1,514
		7 社会保険料	45
2 給料	△5,393	**1 人件費（選挙管理委員会費）【職員課】**	**△9,928**
		2 給料	**△5,393**
3 職員手当等	△2,938	2 一般職給	△5,393
		一般職給 △5,393	
4 共済費	△1,597	**3 職員手当等**	**△2,938**
		2 扶養手当	△242
		3 管理職手当	△765
		4 地域手当	△768
		5 通勤手当	△195
		9 時間外及び休日勤務手当	21
		11 期末勤勉手当	△1,289
		14 児童手当	300
		4 共済費	**△1,597**
		3 職員共済組合負担金	△1,597
2 給料	△782	**1 人件費（統計調査総務費）【職員課】**	**△1,593**
		2 給料	**△782**
3 職員手当等	△658	2 一般職給	△782
		一般職給 △782	
4 共済費	△153	**3 職員手当等**	**△658**
		4 地域手当	△106
		9 時間外及び休日勤務手当	△508

(款) 2 総務費
(項) 5 統計調査費

科目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
款	項	目					
			千円	千円	千円		千円
2	5	1 [統計調査総務費]					
		6 監査委員費	34,193	△2,188	32,005	一般財源	△2,188
		1 監査委員費	34,193	△2,188	32,005	一般財源	△2,188
3 民生費			31,938,941	311,480	32,250,421	国庫支出金	3,151
						繰入金	58,000
						市債	112,400
						一般財源	137,929
	1 社会福祉費		8,575,138	248,252	8,823,390	繰入金	58,000
						市債	109,200
						一般財源	81,052
		1 社会福祉総務費	1,764,936	80,323	1,845,259	一般財源	80,323
		6 老人福祉費	465,800	121,352	587,152	繰入金	11,423
						市債	109,200
						一般財源	729

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
		11 期末勤勉手当	△24
		14 児童手当	△20
		4 共済費	**△153**
		3 職員共済組合負担金	△153
2 給料	△547	**1 人件費（監査委員費）【職員課】**	**△2,188**
		2 給料	**△547**
3 職員手当等	△1,113	2 一般職給	△547
		一般職給 △547	
4 共済費	△528	**3 職員手当等**	**△1,113**
		3 管理職手当	△180
		4 地域手当	△111
		5 通勤手当	11
		9 時間外及び休日勤務手当	△12
		10 住居手当	27
		11 期末勤勉手当	△848
		4 共済費	**△528**
		3 職員共済組合負担金	△528
2 給料	44,533	**1 人件費（社会福祉総務費）【職員課】**	**80,323**
		2 給料	**44,533**
3 職員手当等	31,187	2 一般職給	44,533
		一般職給 44,533	
4 共済費	4,603	**3 職員手当等**	**31,187**
		2 扶養手当	848
		3 管理職手当	195
		4 地域手当	12,174
		5 通勤手当	1,968
		9 時間外及び休日勤務手当	1,298
		10 住居手当	597
		11 期末勤勉手当	13,390
		14 児童手当	705
		17 初任給調整手当	12
		4 共済費	**4,603**
		3 職員共済組合負担金	4,868
		7 社会保険料	△265
14 工事請負費	121,352	**51 老人デイサービスセンター管理事業（臨時）【高齢福祉課】**	**121,352**
		14 工事請負費	**121,352**
		1 工事請負費	121,352

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
			千円	千円	千円		千円
3	1	6 老人福祉費					
		10 多世代交流センター費	12,922	46,577	59,499	繰入金	46,577
	2	児童福祉費	14,625,712	38,627	14,664,339	国庫支出金	3,151
						市債	3,200
						一般財源	32,276
		2 児童福祉施設費	6,831,815	1,140	6,832,955	一般財源	1,140
		3 保育所費	491,635	14,971	506,606	一般財源	14,971
		7 認定こども園費	394,125	22,516	416,641	国庫支出金	3,151
						市債	3,200
						一般財源	16,165

節 区分	金額	説明		
	千円			千円
		空調設備改修工事	53,310	
		エレベーター更新工事	68,042	
12 委託料	△2,702	**50 多世代交流センター管理運営事業（臨時）【高齢福祉課】**		**46,577**
		12 委託料		**△2,702**
14 工事請負費	49,279	1 委託料		△2,702
		浴場スペース再整備設計委託	△2,702	
		14 工事請負費		**49,279**
		1 工事請負費		49,279
		浴場スペース再整備工事	49,279	
10 需用費	181	**53 待機児童保育室準備事業【保育幼稚園利用課】**		**1,140**
		10 需用費		**181**
17 備品購入費	959	1 消耗品費		181
		17 備品購入費		**959**
		1 庁用器具費		959
		管理用	959	
2 給料	8,950	**1 人件費（保育所費）【職員課】**		**14,971**
		2 給料		**8,950**
3 職員手当等	6,312	2 一般職給		8,950
		一般職給	8,950	
4 共済費	△291	**3 職員手当等**		**6,312**
		2 扶養手当		26
		4 地域手当		1,086
		5 通勤手当		631
		9 時間外及び休日勤務手当		892
		10 住居手当		392
		11 期末勤勉手当		3,285
		4 共済費		**△291**
		3 職員共済組合負担金		△326
		7 社会保険料		35
2 給料	9,427	**1 人件費（認定こども園費）【職員課】**		**13,689**
		2 給料		**9,427**
3 職員手当等	4,179	2 一般職給		9,427
		一般職給	9,427	
4 共済費	83	**3 職員手当等**		**4,179**
		2 扶養手当		△491
14 工事請負費	8,827	3 管理職手当		△360
		4 地域手当		2,132
		5 通勤手当		467
		9 時間外及び休日勤務手当		218
		10 住居手当		36
		11 期末勤勉手当		2,117
		14 児童手当		60
		4 共済費		**83**

科目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
款	項	目					
			千円	千円	千円		千円
3	2	7 [認定こども園費]					
	3 生活保護費		3,147,017	△743	3,146,274	一般財源	△743
		1 生活保護総務費	238,685	△743	237,942	一般財源	△743
	5 介護保険費		2,018,379	25,344	2,043,723	一般財源	25,344
		1 介護保険費	2,018,379	25,344	2,043,723	一般財源	25,344
4 衛生費			6,466,309	31,234	6,497,543	国庫支出金	2,100
						府支出金	1,050
						一般財源	28,084
	1 保健衛生費		2,012,330	8,221	2,020,551	国庫支出金	2,100
						府支出金	1,050
						一般財源	5,071
		1 保健衛生総務費	460,159	4,021	464,180	一般財源	4,021

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
		3 職員共済組合負担金	100
		7 社会保険料	△17
		52 認定こども園整備事業【こども園推進課】	**8,827**
		14 工事請負費	**8,827**
		1 工事請負費	8,827
		せいなんこども園整備工事 8,827	
2 給料	△924	**1 人件費（生活保護総務費）【職員課】**	**△743**
		2 給料	**△924**
3 職員手当等	425	2 一般職給	△924
		一般職給 △924	
4 共済費	△244	**3 職員手当等**	**425**
		2 扶養手当	90
		3 管理職手当	△3
		4 地域手当	△109
		9 時間外及び休日勤務手当	233
		11 期末勤勉手当	164
		14 児童手当	50
		4 共済費	**△244**
		3 職員共済組合負担金	△244
27 繰出金	25,344	**51 特別会計介護保険事業費繰出金（臨時）【介護医療課】**	**25,344**
		27 繰出金	**25,344**
		5 特別会計介護保険事業費繰出金	25,344
		職員給与費等繰出 25,344	
2 給料	1,623	**1 人件費（保健衛生総務費）【職員課】**	**4,021**
		2 給料	**1,623**
3 職員手当等	3,406	2 一般職給	1,623
		一般職給 1,623	
4 共済費	△1,008	**3 職員手当等**	**3,406**
		2 扶養手当	△18
		4 地域手当	633
		5 通勤手当	4
		9 時間外及び休日勤務手当	△220
		10 住居手当	369
		11 期末勤勉手当	2,888
		14 児童手当	△250

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

科目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
款	項	目					
			千円	千円	千円		千円
4	1	1 [保健衛生総務費]					
		4 母子保健推進費	335,698	4,200	339,898	国庫支出金	2,100
						府支出金	1,050
						一般財源	1,050
	2	清掃費	2,307,655	23,013	2,330,668	一般財源	23,013
		1 清掃総務費	457,095	23,013	480,108	一般財源	23,013
5		労働費	107,700	221	107,921	一般財源	221
	1	労働諸費	107,700	221	107,921	一般財源	221
		1 労働対策費	69,772	221	69,993	一般財源	221
6		農林水産業費	146,623	1,674	148,297	一般財源	1,674
	1	農業費	129,021	1,674	130,695	一般財源	1,674
		1 農業委員会費	42,392	1,020	43,412	一般財源	1,020

節		説明		
区分	金額			
千円				千円
		4 共済費		**△1,008**
		3 職員共済組合負担金		△1,008
12 委託料	4,200	**4 産後ケア事業【子どもすこやか課】**		**4,200**
		12 委託料		**4,200**
		1 委託料		4,200
		産後ケア事業委託	4,200	
2 給料	15,736	**1 人件費（清掃総務費）【職員課】**		**23,013**
		2 給料		**15,736**
3 職員手当等	4,852	2 一般職給		15,736
		一般職給	15,736	
4 共済費	2,425	**3 職員手当等**		**4,852**
		2 扶養手当		65
		3 管理職手当		△135
		4 地域手当		1,592
		5 通勤手当		243
		11 期末勤勉手当		2,997
		14 児童手当		90
		4 共済費		**2,425**
		3 職員共済組合負担金		2,477
		7 社会保険料		△52
2 給料	164	**1 人件費（労働対策費）【職員課】**		**221**
		2 給料		**164**
3 職員手当等	57	2 一般職給		164
		一般職給	164	
		3 職員手当等		**57**
		4 地域手当		25
		9 時間外及び休日勤務手当		△32
		11 期末勤勉手当		64
2 給料	591	**1 人件費（農業委員会費）【職員課】**		**1,020**
		2 給料		**591**
3 職員手当等	377	2 一般職給		591
		一般職給	591	
4 共済費	52	**3 職員手当等**		**377**
		4 地域手当		70
		5 通勤手当		54
		9 時間外及び休日勤務手当		△36

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

科目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
款	項	目					
			千円	千円	千円		千円
6	1	1 [農業委員会費]					
		2 農業総務費	29,580	654	30,234	一般財源	654
7 商工費			263,429	2,622	266,051	一般財源	2,622
	1 商工費		191,679	2,622	194,301	一般財源	2,622
		1 商工総務費	141,526	2,622	144,148	一般財源	2,622
8 土木費			5,851,579	70,544	5,922,123	市債	11,700
						一般財源	58,844
	1 土木管理費		1,219,601	56,228	1,275,829	一般財源	56,228
		1 土木総務費	1,215,678	56,228	1,271,906	一般財源	56,228

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
		11 期末勤勉手当	289
		4 共済費	**52**
		3 職員共済組合負担金	52
2 給料	600	**1 人件費（農業総務費）【職員課】**	**654**
		2 給料	**600**
3 職員手当等	235	2 一般職給	600
		一般職給 600	
4 共済費	△181	**3 職員手当等**	**235**
		4 地域手当	62
		9 時間外及び休日勤務手当	△73
		10 住居手当	△4
		11 期末勤勉手当	290
		14 児童手当	△40
		4 共済費	**△181**
		3 職員共済組合負担金	△181
2 給料	2,259	**1 人件費（商工総務費）【職員課】**	**2,622**
		2 給料	**2,259**
3 職員手当等	7	2 一般職給	2,259
		一般職給 2,259	
4 共済費	356	**3 職員手当等**	**7**
		4 地域手当	265
		9 時間外及び休日勤務手当	△1,303
		10 住居手当	△225
		11 期末勤勉手当	1,270
		4 共済費	**356**
		3 職員共済組合負担金	356
2 給料	28,060	**1 人件費（土木総務費）【職員課】**	**56,228**
		2 給料	**28,060**
3 職員手当等	23,950	2 一般職給	28,060
		一般職給 28,060	
4 共済費	4,218	**3 職員手当等**	**23,950**
		2 扶養手当	208
		3 管理職手当	△45
		4 地域手当	9,731
		5 通勤手当	1,747
		9 時間外及び休日勤務手当	3,236
		10 住居手当	99
		11 期末勤勉手当	9,043

(款) 8 土木費
(項) 1 土木管理費

(款) 8 土木費
(項) 1 土木管理費

科目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
款	項	目					
			千円	千円	千円		千円
8	1	1 [土木総務費]					
		2 道路橋りょう費	1,897,535	1,218	1,898,753	一般財源	1,218
		2 道路維持・交通安全施設整備事業費	1,867,425	1,218	1,868,643	一般財源	1,218
		4 都市計画費	2,083,466	13,098	2,096,564	市債	11,700
						一般財源	1,398
		4 緑地事業費	8,737	13,098	21,835	市債	11,700
						一般財源	1,398
9		消防費	2,212,101	37,892	2,249,993	一般財源	37,892
	1	消防費	2,212,101	37,892	2,249,993	一般財源	37,892
		1 常備消防費	1,814,786	37,892	1,852,678	一般財源	37,892

節		説明		
区分	金額			
千円				千円
		14 児童手当		△205
		17 初任給調整手当		136
		4 共済費		**4,218**
		3 職員共済組合負担金		4,212
		7 社会保険料		6
14 工事請負費	△4,411	**50 桜井駅南改札口等設置支援事業（継続費）【特定地域整備課】**		**5,629**
		18 負担金補助及び交付金		**5,629**
18 負担金補助及び交付金	5,629	1 負担金		4,411
		桜井駅南改札口等設置費	4,411	
		2 補助金		1,218
		桜井駅南改札口等設置補助金	1,218	
		57 桜井駅南改札口等整備事業【道路整備課】		**△4,411**
		14 工事請負費		**△4,411**
		1 工事請負費		△4,411
		道路維持補修工事	△4,411	
16 公有財産購入費	12,380	**51 緑地維持管理事業（臨時）【公園みどり課】**		**13,098**
		16 公有財産購入費		**12,380**
18 負担金補助及び交付金	718	1 土地購入費		12,380
		市有林用地	12,380	
		18 負担金補助及び交付金		**718**
		1 負担金		718
		市有林用地取得意見書作成費	718	
2 給料	19,911	**1 人件費（常備消防費）【職員課】**		**37,892**
		2 給料		**19,911**
3 職員手当等	17,387	2 一般職給		19,911
		一般職給	19,911	
4 共済費	594	**3 職員手当等**		**17,387**
		2 扶養手当		△161
		3 管理職手当		△150
		4 地域手当		2,376
		5 通勤手当		1,693
		9 時間外及び休日勤務手当		1,317
		10 住居手当		284
		11 期末勤勉手当		12,698
		14 児童手当		△670
		4 共済費		**594**
		3 職員共済組合負担金		617

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

科目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
款	項	目					
			千円	千円	千円		千円
9	1	1 [常備消防費]					
10 教育費			10,362,321	207,010	10,569,331	繰入金	52,204
						一般財源	154,806
	1 教育総務費		2,163,777	81,984	2,245,761	一般財源	81,984
		2 事務局費	1,083,682	81,984	1,165,666	一般財源	81,984
	2 小学校費		2,290,892	12,863	2,303,755	一般財源	12,863
		1 学校管理費	1,230,581	12,863	1,243,444	一般財源	12,863
	3 中学校費		2,443,244	18,340	2,461,584	一般財源	18,340
		1 学校管理費	867,618	18,340	885,958	一般財源	18,340

節		説明		
区分	金額			
	千円			千円
		7 社会保険料		△23
2 給料	47,983	**1 人件費（事務局費）【職員課】**		**81,935**
		2 給料		**47,983**
3 職員手当等	24,659	2 一般職給		47,983
		一般職給	47,983	
4 共済費	9,342	**3 職員手当等**		**24,610**
		2 扶養手当		181
		3 管理職手当		1,016
		4 地域手当		10,758
		5 通勤手当		87
		9 時間外及び休日勤務手当		991
		10 住居手当		615
		11 期末勤勉手当		9,892
		14 児童手当		1,070
		4 共済費		**9,342**
		3 職員共済組合負担金		8,562
		7 社会保険料		780
		2 人件費（教育長給与）【職員課】		**49**
		3 職員手当等		**49**
		11 期末勤勉手当		49
2 給料	7,023	**1 人件費（小学校・学校管理費）【職員課】**		**12,863**
		2 給料		**7,023**
3 職員手当等	5,030	2 一般職給		7,023
		一般職給	7,023	
4 共済費	810	**3 職員手当等**		**5,030**
		2 扶養手当		90
		4 地域手当		843
		5 通勤手当		378
		9 時間外及び休日勤務手当		413
		11 期末勤勉手当		3,316
		14 児童手当		△10
		4 共済費		**810**
		3 職員共済組合負担金		961
		7 社会保険料		△151
2 給料	7,982	**1 人件費（中学校・学校管理費）【職員課】**		**14,157**
		2 給料		**7,982**

(款) 10 教育費
(項) 3 中学校費

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
			千円	千円	千円		千円
10	3	1 [学校管理費]					
		4 幼稚園費	103,387	3,995	107,382	一般財源	3,995
		1 幼稚園費	103,387	3,995	107,382	一般財源	3,995
		5 社会教育費	1,076,666	89,828	1,166,494	繰入金	52,204
						一般財源	37,624
		1 社会教育総務費	515,227	89,828	605,055	繰入金	52,204
						一般財源	37,624

節 区分	金額	説明		
	千円			千円
3 職員手当等	4,243	2 一般職給		7,982
		一般職給	7,982	
4 共済費	1,932	**3 職員手当等**		**4,243**
10 需用費	4,183	4 地域手当		958
		5 通勤手当		191
		9 時間外及び休日勤務手当		256
		11 期末勤勉手当		2,838
		4 共済費		**1,932**
		3 職員共済組合負担金		1,489
		7 社会保険料		443
		60 中学校施設維持管理事業【学校企画管理課】		**4,183**
		10 需用費		**4,183**
		6 修繕料		4,183
		施設修繕他	4,183	
2 給料	2,237	**1 人件費（幼稚園費）【職員課】**		**3,995**
3 職員手当等	1,093	**2 給料**		**2,237**
4 共済費	665	2 一般職給		2,237
		一般職給	2,237	
		3 職員手当等		**1,093**
		4 地域手当		269
		5 通勤手当		120
		9 時間外及び休日勤務手当		△177
		11 期末勤勉手当		981
		14 児童手当		△100
		4 共済費		**665**
		3 職員共済組合負担金		665
2 給料	31,265	**1 人件費（社会教育総務費）【職員課】**		**37,624**
3 職員手当等	4,698	**2 給料**		**31,265**
4 共済費	1,661	2 一般職給		31,265
12 委託料	56,980	一般職給	31,265	
17 備品購入費	△4,776	**3 職員手当等**		**4,698**
		2 扶養手当		46
		4 地域手当		1,717
		5 通勤手当		333
		9 時間外及び休日勤務手当		△1,441
		10 住居手当		22
		11 期末勤勉手当		4,021
		4 共済費		**1,661**
		3 職員共済組合負担金		1,675
		7 社会保険料		△14

科目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
款	項	目					
			千円	千円	千円		千円
10	5	1［社会教育総務費］					
12 公債費			3,547,965	15,183	3,563,148	諸収入	11,379
						一般財源	3,804
	1 公債費		3,547,965	15,183	3,563,148	諸収入	11,379
						一般財源	3,804
		1 元金	3,110,143	11,400	3,121,543	諸収入	11,379
						一般財源	21
		2 利子	437,822	3	437,825	一般財源	3
		3 公債諸費	0	3,780	3,780	一般財源	3,780
13 諸支出金			6,239,225	1,178,352	7,417,577	諸収入	1,000,099
						一般財源	178,253
	1 諸費		54,962	178,352	233,314	諸収入	99
						一般財源	178,253
		2 諸費	54,212	178,352	232,564	諸収入	99
						一般財源	178,253

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
		51 船場におけるアート×まちづくり事業【アート・文化財課】	**52,204**
		12 委託料	**56,980**
		1 委託料	56,980
		アート作品制作及び設置等委託 56,980	
		17 備品購入費	**△4,776**
		1 庁用器具費	△4,776
		展示用 △4,776	
22 償還金利子及び割引料	11,400	**50 公債費繰上償還事業【財政課】**	**11,400**
		22 償還金利子及び割引料	**11,400**
		1 償還金	11,400
		地方公共団体金融機構 11,400	
22 償還金利子及び割引料	3	**2 公債費利子償還事務事業【財政課】**	**3**
		22 償還金利子及び割引料	**3**
		2 利子及び割引料	3
		地方公共団体金融機構 3	
21 補償補填及び賠償金	3,780	**50 公債費繰上償還補償事業【財政課】**	**3,780**
		21 補償補填及び賠償金	**3,780**
		1 補償金	3,780
		繰上償還補償金 3,780	
22 償還金利子及び割引料	178,352	**53 国庫負担金等返還事業【子育て支援課】**	**6,431**
		22 償還金利子及び割引料	**6,431**
		1 償還金	6,431
		令和７年度児童扶養手当給付費国庫負担金返還金他 6,431	
		54 国庫負担金等返還事業【保育幼稚園利用課】	**129,537**
		22 償還金利子及び割引料	**129,537**
		1 償還金	129,537
		令和７年度子どものための教育・保育給付国庫交付金返還金他 129,537	
		55 国庫負担金等返還事業【生活福祉課】	**23,738**
		22 償還金利子及び割引料	**23,738**
		1 償還金	23,738
		令和７年度生活保護費国庫負担金返還金他 23,738	
		56 国庫交付金等返還事業【学校企画管理課】	**18,646**
		22 償還金利子及び割引料	**18,646**

(款) 13 諸支出金
(項) 1 諸費

科目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
款	項	目					
			千円	千円	千円		千円
13	1	2 諸費					
	2	基金費	6,184,263	1,000,000	7,184,263	諸収入	1,000,000
		10 新市立病院整備基金費	5,768,630	1,000,000	6,768,630	諸収入	1,000,000

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
		1 償還金	18,646
		令和７年度子ども・子育て支援交付金返還金他	18,646
24 積立金	1,000,000	**50 新市立病院整備基金積立事業【医療政策課】**	**1,000,000**
		24 積立金	**1,000,000**
		6 新市立病院整備基金積立金	1,000,000

給　与　費　明　細　書

1　特別職

区分		職員数	給与費						共済費	合計	備考
			報酬	給料	期末手当	地域手当	その他の手当	計			
		（人）	（千円）	（千円）	（千円） 年間支給率（月分）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	
補正後	長等	4		40,728	19,058 4.65	4,888	209	64,883	11,264	76,147	
	議員	23	170,286		79,181 4.65			249,467	42,053	291,520	
	その他の特別職	1,253	166,921					166,921	11,726	178,647	
	計	1,280	337,207	40,728	98,239	4,888	209	481,271	65,043	546,314	
補正前	長等	4		40,728	18,836 4.60	4,888	209	64,661	11,264	75,925	
	議員	23	170,286		78,329 4.60			248,615	42,053	290,668	
	その他の特別職	1,253	166,921					166,921	11,726	178,647	
	計	1,280	337,207	40,728	97,165	4,888	209	480,197	65,043	545,240	
比較	長等				222			222		222	
	議員				852			852		852	
	その他の特別職										
	計				1,074			1,074		1,074	

2　一般職

（1）　総　括

区　分	職員数（人）	給与費				共済費（千円）	合　計（千円）	備　考
		報　酬（千円）	給　料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）			
補正後	(1061) 1,122	1,460,184	4,813,250	4,476,423	10,749,857	1,971,742	12,721,599	
補正前	(1059) 1,116	1,460,184	4,479,185	4,309,078	10,248,447	1,946,093	12,194,540	
比　較	(2) 6		334,065	167,345	501,410	25,649	527,059	

職員手当の内訳

区　分	扶養手当（千円）	管理職手当（千円）	地域手当（千円）	通勤手当（千円）	夜間勤務手当（千円）	時間外及び休日勤務手当（千円）
補正後	93,441	316,480	624,175	104,197	710	345,739
補正前	93,046	313,041	560,317	95,098	927	336,829
比　較	395	3,439	63,858	9,099	△ 217	8,910

区　分	住居手当（千円）	期末勤勉手当（千円）	退職手当（千円）	単身赴任手当（千円）	在宅勤務等手当（千円）	初任給調整手当（千円）
補正後	58,629	2,518,422	408,000	552	36	6,042
補正前	55,077	2,440,381	408,000	552	36	5,774
比　較	3,552	78,041				268

注）　職員数欄の（　）内は、短時間勤務職員数（外書き）である。

（２）　給料及び職員手当の増減額の明細

区　　分	増　減　額 （千円）	増減事由別内訳 （千円）		説　　明	備　　考
給　　料	334,065	1　制度改正に伴う増加分	198,681	給与改定に係る増加分 198,681　千円	給与改定の状況 本年度［給料の改定率　中堅層以上に重点を置き3.3％ 給与改定実施時期令和8年（2026年）4月］
		2　その他の増減分	135,384	新陳代謝に係る減少分 △ 504　千円 所属会計変更等に係る増加分 205,277　千円 育児休業等に係る減分 △ 69,389　千円	職員数の異動状況 （現に在職する職員数）　（その他）　（計） 補正後　1,122(126)人　(　)人　1,122(126)人 補正前　1,116(124)人　(　)人　1,116(124)人 比　較　6(2)人　(　)人　6(2)人
職員手当	167,345	1　制度改正に伴う増加分	133,949	給与改定に係る増加分 133,949　千円	期末勤勉手当 給与改定に係る増加分　101,187　千円 期末勤勉手当の支給率 支給期　６月　１２月　合計 補正後　2.325(1.225)　2.375(1.275)　4.7(2.5) 補正前　2.325(1.225)　2.325(1.225)　4.65(2.45) 時間外及び休日勤務手当　8,910　千円 地域手当　23,840　千円 初任給調整手当　12　千円
		2　その他の増減分	33,396	33,396	扶養手当　395　千円 管理職手当　3,439　千円 地域手当　40,018　千円 通勤手当　9,099　千円 夜間勤務手当　△ 217　千円 住居手当　3,552　千円 期末勤勉手当　△ 23,146　千円 初任給調整手当　256　千円

注）　職員数欄の（　）内は、短時間勤務職員数（外書き）である。
注）　支給率欄の（　）内は、再任用職員の支給率である。

継続費についての前前年度末までの支出額、 前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

款	項	事業名	全体計画								前前年度末までの支出額	前年度末までの支出（見込）額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率
			年度	補正区分	年割額	左の財源内訳										
						特定財源			一般財源							
						国府支出金	地方債	その他								
					千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円	%
4 衛生費	2 清掃費	ごみ収集車両整備事業（継続費）	令和7年度(2025年度)	補正前												
				補正												
				補正後												
			令和8年度(2026年度)	補正前												
				補正												
				補正後												
			令和9年度(2027年度)	補正前	25,910				25,910						25,910	35.7
				補正	3,481				3,481						3,481	
				補正後	29,391				29,391						29,391	31.3
			令和10年度(2028年度)	補正前	26,210				26,210						26,210	36.2
				補正	7,888				7,888						7,888	
				補正後	34,098				34,098						34,098	36.3
			令和11年度(2029年度)	補正前	20,374				20,374						20,374	28.1
				補正	9,947				9,947						9,947	
				補正後	30,321				30,321						30,321	32.4
			計	補正前	72,494				72,494						72,494	100.0
				補正	21,316				21,316						21,316	
				補正後	93,810				93,810						93,810	100.0

款	項	事業名	全体計画							前前年度末までの支出額	前年度末までの支出（見込）額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率
			年度	補正区分	年割額	左の財源内訳									
						特定財源			一般財源						
						国府支出金	地方債	その他							
					千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
8 土木費	2 道路橋りょう費	桜井駅南改札口等設置支援事業（継続費）	令和8年度(2026年度)	補正前	21,600	4,070	2,900	14,000	630			21,600	21,600		5.5
				補正	5,629	2,426	1,800		1,403			5,629	5,629		
				補正後	27,229	6,496	4,700	14,000	2,033			27,229	27,229		6.9
			令和9年度(2027年度)	補正前	374,356	38,500	28,300		307,556					374,356	94.5
				補正	△5,629	△2,426	△1,800		△1,403					△5,629	
				補正後	368,727	36,074	26,500		306,153					368,727	93.1
			計	補正前	395,956	42,570	31,200	14,000	308,186			21,600	21,600	374,356	100.0
				補正								5,629	5,629	△5,629	
				補正後	395,956	42,570	31,200	14,000	308,186			27,229	27,229	368,727	100.0

繰 越 明 許 費 説 明 書

（款）3 民生費
　（項）1 社会福祉費
　　（目）6　老人福祉費
　　　（事業名）老人デイサービスセンター管理事業（臨時）

節	細　節	予 算 額	左　の　う　ち		繰　越　事　由
			その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
		千円	千円	千円	
12 委　託　料	委　託　料	6,934			老人デイサービスセンター管理事業（臨時）において、工事の完了が翌年度となることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
14 工事請負費	工 事 請 負 費	121,352		121,352	
計		128,286		121,352	

（款）3 民生費
　（項）1 社会福祉費
　　（目）10 多世代交流センター費
　　　（事業名）多世代交流センター管理運営事業（臨時）

節	細　節	予算額	左のうち		繰越事由
			その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	
10 需用費	修繕料	743			多世代交流センター管理運営事業（臨時）において、工事の完了が翌年度となることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
12 委託料	委託料	6,292			
14 工事請負費	工事請負費	49,279		49,279	
計		56,314		49,279	

（款）10 教育費
　（項）5 社会教育費
　　（目）1　社会教育総務費
　　（事業名）船場におけるアート×まちづくり事業

節	細　節	予算額	左のうち		繰越事由
			その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	
12 委託料	委託料	72,204		56,980	パブリックアート作品の制作及び設置の完了が翌年度になることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
計		72,204		56,980	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事　　項	補正区分	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
							特定財源			一般財源
			期　間	金　額	期　間	金　額	国府支出金	地方債	その他	
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
ふるさと寄附金推進事業（企業版）	補正前									
	補　正	寄附金額に対して契約に定める額			令和8年度(2026年度)から令和9年度(2027年度)	寄附金額に対して契約に定める額				寄附金額に対して契約に定める額
	補正後	寄附金額に対して契約に定める額			令和8年度(2026年度)から令和9年度(2027年度)	寄附金額に対して契約に定める額				寄附金額に対して契約に定める額
小野原多世代地域交流センター管理運営事業	補正前									
	補　正	32,170			令和8年度(2026年度)から令和13年度(2031年度)	32,170				32,170
	補正後	32,170			令和8年度(2026年度)から令和13年度(2031年度)	32,170				32,170
固定資産評価替事業	補正前									
	補　正	40,224			令和8年度(2026年度)から令和11年度(2029年度)	40,224				40,224
	補正後	40,224			令和8年度(2026年度)から令和11年度(2029年度)	40,224				40,224

事　　項	補正区分	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
							特定財源			一般財源
			期　間	金　額	期　間	金　額	国府支出金	地方債	その他	
萱野老人いこいの家管理運営事業	補正前									
	補　正	74,585			令和8年度(2026年度)から令和13年度(2031年度)	74,585				74,585
	補正後	74,585			令和8年度(2026年度)から令和13年度(2031年度)	74,585				74,585
桜ヶ丘老人いこいの家管理運営事業	補正前									
	補　正	56,284			令和8年度(2026年度)から令和13年度(2031年度)	56,284				56,284
	補正後	56,284			令和8年度(2026年度)から令和13年度(2031年度)	56,284				56,284
待機児童保育室運営事業	補正前									
	補　正	33,506			令和8年度(2026年度)から令和9年度(2027年度)	33,506				33,506
	補正後	33,506			令和8年度(2026年度)から令和9年度(2027年度)	33,506				33,506

事　　項	補正区分	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
							特定財源			一般財源
			期　間	金　額	期　間	金　額	国府支出金	地方債	その他	
環境クリーンセンター長期包括運営事業（Ｒ８業務追加分）	補正前									
	補　正	237,762			令和8年度(2026年度)から令和14年度(2032年度)	237,762				237,762
	補正後	237,762			令和8年度(2026年度)から令和14年度(2032年度)	237,762				237,762
文化・交流センター管理運営事業	補正前									
	補　正	274,010			令和8年度(2026年度)から令和13年度(2031年度)	274,010				274,010
	補正後	274,010			令和8年度(2026年度)から令和13年度(2031年度)	274,010				274,010

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

（単位　千円）

区　分	補正区分	前前年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込		当該年度末現在高見込額
				当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 普通債	補正前	34,478,617	35,936,141	(2,477,200) 4,316,700	1,811,670	40,918,371
	補　正			124,100	11,400	112,700
	補正後	34,478,617	35,936,141	(2,477,200) 4,440,800	1,823,070	41,031,071
(2) 社会福祉･厚生文化	補正前	2,339,022	2,589,793	(409,300) 681,700	4,286	3,676,507
	補　正			109,200		109,200
	補正後	2,339,022	2,589,793	(409,300) 790,900	4,286	3,785,707
(4) 道路・街路	補正前	3,750,678	3,314,476	(97,700) 942,600	218,141	4,136,635
	補　正			△ 1,800		△ 1,800
	補正後	3,750,678	3,314,476	(97,700) 940,800	218,141	4,134,835
(5) 公園・緑地	補正前	321,659	322,868	(13,500) 27,000	42,023	321,345
	補　正			11,700		11,700
	補正後	321,659	322,868	(13,500) 38,700	42,023	333,045
(8) 消防施設	補正前	2,137,945	3,565,283	(998,800) 107,400	63,874	4,607,609
	補　正				11,400	△ 11,400
	補正後	2,137,945	3,565,283	(998,800) 107,400	75,274	4,596,209
(11) 幼稚園・認定こども園	補正前	146,565	141,306		5,297	136,009
	補　正			3,200		3,200
	補正後	146,565	141,306	3,200	5,297	139,209
(13) その他	補正前	14,372,984	14,793,790	(164,400) 292,900	725,026	14,526,064
	補　正			1,800		1,800
	補正後	14,372,984	14,793,790	(164,400) 294,700	725,026	14,527,864
合　計	補正前	47,073,041	47,146,821	(2,477,200) 4,316,700	3,110,143	50,830,578
	補　正			124,100	11,400	112,700
	補正後	47,073,041	47,146,821	(2,477,200) 4,440,800	3,121,543	50,943,278

注）当該年度中起債見込額欄の（　）は前年度からの繰越分（外書き）である。
　　当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。

第１１３号議案

令和８年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第２号）

令和８年度箕面市の特別会計介護保険事業費の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 25,344 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 12,686,131 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年１１月３０日提出

箕面市長　原　田　亮

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
7 繰　　入　　金		2,343,795	25,344	2,369,139
	1 他 会 計 繰 入 金	2,018,329	25,344	2,043,673
歳　入　合　計		12,660,787	25,344	12,686,131

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 総　　務　　費		377,401	25,344	402,745
	1 総 務 管 理 費	262,784	25,344	288,128
歳　出　合　計		12,660,787	25,344	12,686,131

令和８年度

（2026 年度）

箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第２号）説明書

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 保険料	2,571,448	0	2,571,448
2 使用料及び手数料	255	0	255
3 国庫支出金	2,742,497	0	2,742,497
4 支払基金交付金	3,289,279	0	3,289,279
5 府支出金	1,704,689	0	1,704,689
6 財産収入	1	0	1
7 繰入金	2,343,795	25,344	2,369,139
8 繰越金	1	0	1
9 諸収入	8,822	0	8,822
歳入合計	12,660,787	25,344	12,686,131

歳　出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	377,401	25,344	402,745
2 保険給付費	11,567,390	0	11,567,390
3 地域支援事業費	610,460	0	610,460
4 基金積立金	1	0	1
5 諸支出金	103,535	0	103,535
6 予備費	2,000	0	2,000
歳出合計	12,660,787	25,344	12,686,131

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	25,344
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	25,344

科目			補正前の額	補正額	計
款	項	目			
			千円	千円	千円
7 繰入金			2,343,795	25,344	2,369,139
	1 他会計繰入金		2,018,329	25,344	2,043,673
		1 一般会計繰入金	2,018,329	25,344	2,043,673

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
3 職員給与費等繰入金	25,344	**1 職員給与費等繰入金 25,344** 補正後 404,113,000円－補正前 378,769,000円

科目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
款	項	目					
			千円	千円	千円		千円
1 総務費			377,401	25,344	402,745	一般財源	25,344
	1 総務管理費		262,784	25,344	288,128	一般財源	25,344
		1 一般管理費	262,784	25,344	288,128	一般財源	25,344

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
12 委託料	25,344	**64 介護保険システム改修事業【介護医療課】 25,344** **12 委託料 25,344** 1 委託料 25,344 システム改修委託 25,344

第１１４号議案

令和８年度箕面市水道事業会計補正予算（第２号）

第１条　令和８年度箕面市水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和８年度箕面市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（区　　分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（　　計　　）
（４）主要な建設改良事業			
ア　改　良　事　業	934,620 千円	993 千円	935,613 千円

第３条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
収　　入			
第１款　水道事業収益	3,268,731 千円	377,331 千円	3,646,062 千円
第１項　営　業　収　益	2,742,403 千円	718 千円	2,743,121 千円
第３項　特　別　利　益		376,613 千円	376,613 千円
支　　出			
第１款　水道事業費用	3,035,301 千円	489,131 千円	3,524,432 千円
第１項　営　業　費　用	2,959,613 千円	5,661 千円	2,965,274 千円
第３項　特　別　損　失	7,728 千円	483,470 千円	491,198 千円

第４条　予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額916,078千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額899,645千円」に、「当年度分損益勘定留保資金432,338千円」を「当年度分損益勘定留保資金416,364千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額81,658千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額81,199千円」に改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
収　　入			
第１款　資本的収入	407,682 千円	17,426 千円	425,108 千円
第４項　固定資産売却代金	1,227 千円	17,426 千円	18,653 千円
支　　出			
第１款　資本的支出	1,323,760 千円	993 千円	1,324,753 千円
第１項　建設改良費	1,030,376 千円	993 千円	1,031,369 千円

第５条　予算第５条に定めた債務負担行為に、次の事項を追加する。

事　　項	期　　間	限 度 額
千里浄水池共同ポンプ場送水ポンプ設備詳細設計業務委託	令和８年度から令和９年度まで	19,283 千円
料金システム端末更新業務委託	令和８年度から令和９年度まで	7,480 千円

第６条　予算第９条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員給与費 361,838 千円」を「職員給与費 368,492 千円」に改める。

令和８年１１月３０日提出

箕面市長　原　田　亮

予算に関する説明書

令和8年度箕面市水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

収益的収入及び支出

収　　入　　（単位　千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1 水道事業収益			3,268,731	377,331	3,646,062	
	1 営業収益		2,742,403	718	2,743,121	
		3 他会計負担金	170,415	718	171,133	公共下水道事業会計等からの負担金
	3 特別利益			376,613	376,613	
		1 その他特別利益		376,613	376,613	固定資産売却にかかる長期前受金戻入

支　　出　　（単位　千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1 水道事業費用			3,035,301	489,131	3,524,432	
	1 営業費用		2,959,613	5,661	2,965,274	
		2 配水及び給水費	575,591	3,905	579,496	配水・給水設備の維持に要する費用
		3 受託工事費	26,792	202	26,994	消火栓改良工事及び給水装置等修繕に要する費用
		4 業務費	175,422	295	175,717	料金の調定、徴収及び計量に要する費用
		5 総係費	194,120	1,259	195,379	事業活動全般に関連する費用
	3 特別損失		7,728	483,470	491,198	
		1 固定資産売却損	5,652	370,961	376,613	固定資産売却損
		4 減損損失		102,109	102,109	減損損失
		5 固定資産譲渡損		10,400	10,400	固定資産譲渡損

資本的収入及び支出

収　　入　　（単位　千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1 資本的収入			407,682	17,426	425,108	
	4 固定資産売却代金		1,227	17,426	18,653	
		1 固定資産売却代金	1,227	17,426	18,653	固定資産売却代金

支　　出　　（単位　千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1 資本的支出			1,323,760	993	1,324,753	
	1 建設改良費		1,030,376	993	1,031,369	
		1 改良費	934,620	993	935,613	改良事業に要する経費

令和8年度箕面市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

（単位　千円）

区　　分	既決予定額	補正予定額	計
1　業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	142,281	△ 111,865	30,416
引当金の増減	49,694	381	50,075
固定資産売却損	5,652	370,961	376,613
減損損失	0	102,109	102,109
固定資産譲渡損	0	10,400	10,400
小　計	864,707	371,986	1,236,693
業務活動によるキャッシュ・フロー①	838,013	371,986	1,209,999
2　投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出	△ 1,376,420	△ 993	△ 1,377,413
固定資産の売却による収入	1,115	16,967	18,082
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 1,354,863	15,974	△ 1,338,889
3　財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー③	280,811	0	280,811
4　資金の増加額④＝①＋②＋③	△ 236,039	387,960	151,921
5　資金期首残高	2,666,906	0	2,666,906
6　資金期末残高	2,430,867	387,960	2,818,827

給与費明細書

1 総括

区　分	職員数			給与費				法定福利費	合計
	特別職(人)		一般職(人)	報酬	給料	職員手当	計		
	管理者	その他		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	1		(　2) 32	6,727	143,163	163,745	313,635	52,837	366,472
補正前	1		(　2) 31	6,727	139,346	161,429	307,502	52,496	359,998
比 較			(　) 1		3,817	2,316	6,133	341	6,474

注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、(　)内は短時間勤務職員数(外書き)である。

職員手当の内訳	区　分	扶養手当(千円)	管理職手当(千円)	地域手当(千円)	通勤手当(千円)	時間外及び休日勤務手当(千円)
	補 正 後	2,919	12,420	19,027	2,131	8,014
	補 正 前	2,838	12,420	18,536	2,131	8,014
	比　較	81		491		
	区　分	住居手当(千円)	期末勤勉手当(千円)	退職給付費(千円)	在宅勤務等手当(千円)	初任給調整手当(千円)
	補 正 後	1,726	67,971	49,000	9	528
	補 正 前	1,726	66,227	49,000	9	528
	比　較		1,744			

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説 明	備 考
給料	3,817	1 制度改正に伴う増加分	3,817	給与改定に係る増加分 3,817千円	給与改定の状況 本年度 ┬ 給料の改定率 中堅層以上に重点を置き 3.2% └ 給与改定実施時期 令和8年(2026年)4月
職員手当	2,316	1 制度改正に伴う増加分	2,235	給与改定に係る増加分 2,235千円	期末勤勉手当 給与改定に係る増加分 1,744千円 期末勤勉手当の支給率 支給期 6月 12月 合計 補正後 2.325（1.225） 2.375（1.275） 4.70（2.50） 補正前 2.325（1.225） 2.325（1.225） 4.65（2.45） 地域手当 491千円
		2 その他の増加分	81		扶養手当 81千円

注） 支給率欄の（ ）内は再任用職員の支給率である。

債務負担行為に関する調書

補正区分	事項	限度額	前年度までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳	
			期間	金額	期間	金額	国支出金	損益勘定留保資金
補正前								
補正後	千里浄水池共同ポンプ場送水ポンプ設備詳細設計業務委託	千円 19,283		千円	令和８年度(2026年度)から令和９年度(2027年度)まで	千円 19,283	千円 6,427	千円 12,856
	料金システム端末更新業務委託	7,480			令和８年度(2026年度)から令和９年度(2027年度)まで	7,480	0	7,480

予算参考資料

実施計画内訳書

収益的収入及び支出

収　入

款・項・目・節	既決予定額（千円）	補正予定額（千円）	計（千円）	説明		（千円）
1 水道事業収益	3,268,731	377,331	3,646,062			
1 営業収益	2,742,403	718	2,743,121			
3 他会計負担金	170,415	718	171,133			
他会計負担金	150,126	718	150,844	一般会計負担金	718	718
3 特別利益	0	376,613	376,613			
1 その他特別利益	0	376,613	376,613			
その他特別利益	0	376,613	376,613	その他特別利益	376,613	376,613 増

支　出

款・項・目・節	既決予定額（千円）	補正予定額（千円）	計（千円）	説明		（千円）
1 水道事業費用	3,035,301	489,131	3,524,432			
1 営業費用	2,959,613	5,661	2,965,274			
2 配水及び給水費	575,591	3,905	579,496			
給料	54,066	2,004	56,070	一般職員	56,070	2,004 増
手当等	31,500	1,320	32,820	地域手当	7,302	241 増
				期末勤勉手当	16,862	1,079 増
賞与引当金繰入額	9,487	320	9,807	期末勤勉手当分	8,158	266 増
				法定福利費分	1,649	54 増
法定福利費	17,890	261	18,151	職員共済組合負担金	17,875	261 増
3 受託工事費	26,792	202	26,994			
給料	3,719	118	3,837	一般職員	3,837	118 増
手当等	2,092	73	2,165	地域手当	462	15 増
				期末勤勉手当	1,015	58 増
賞与引当金繰入額	360	11	371	期末勤勉手当分	308	9 増
				法定福利費分	63	2 増
4 業務費	175,422	295	175,717			
給料	8,458	58	8,516	一般職員	8,516	58 増
手当等	5,200	172	5,372	地域手当	1,087	7 増
				期末勤勉手当	2,735	165 増
賞与引当金繰入額	1,539	50	1,589	期末勤勉手当分	1,326	41 増
				法定福利費分	263	9 増
法定福利費	2,735	15	2,750	職員共済組合負担金	2,738	15 増
5 総係費	194,120	1,259	195,379			
給料	35,542	851	36,393	一般職員	27,825	851 増
手当等	25,860	408	26,268	地域手当	4,830	102 増
				期末勤勉手当	13,382	126 増
				児童手当	2,020	180 増

款・項・目・節	既決予定額 （千円）	補正予定額 （千円）	計 （千円）	説明		（千円）
3 特別損失	7,728	483,470	491,198			
1 固定資産売却損	5,652	370,961	376,613			
固定資産売却損	5,652	370,961	376,613	固定資産売却損	376,613	370,961 増
4 減損損失	0	102,109	102,109			
減損損失	0	102,109	102,109	減損損失	102,109	102,109 増
5 固定資産譲渡損	0	10,400	10,400			
固定資産譲渡損	0	10,400	10,400	固定資産譲渡損	10,400	10,400 増

資本的収入及び支出

収　入

款・項・目・節	既決予定額（千円）	補正予定額（千円）	計（千円）	説明		（千円）
1 資本的収入	407,682	17,426	425,108			
4 固定資産売却代金	1,227	17,426	18,653			
1 固定資産売却代金	1,227	17,426	18,653			
固定資産売却代金	1,227	17,426	18,653	土地売却代金	12,380	12,380 増
				その他固定資産売却代金	5,046	5,046 増

支　出

款・項・目・節	既決予定額（千円）	補正予定額（千円）	計（千円）	説明		（千円）
1 資本的支出	1,323,760	993	1,324,753			
1 建設改良費	1,030,376	993	1,031,369			
1 改良費	934,620	993	935,613			
給料	37,561	786	38,347	一般職員	38,347	786 増
手当等	33,514	207	33,721	扶養手当	2,037	81 増
				地域手当	5,346	126 増

第１１５号議案

令和８年度箕面市公共下水道事業会計補正予算（第３号）

第１条　令和８年度箕面市公共下水道事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和８年度箕面市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（区　　分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（　　計　　）
（４）主要な建設改良事業			
ア　汚水建設改良事業	663,568 千円	422 千円	663,990 千円
イ　雨水建設改良事業	63,770 千円	634 千円	64,404 千円

第３条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
支　　出			
第１款　下水道事業費用	2,753,916 千円	2,638 千円	2,756,554 千円
第１項　営　業　費　用	2,685,394 千円	2,638 千円	2,688,032 千円

第４条　予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 737,196 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 738,252 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 187,011 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 188,067 千円」に改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
支　　出			
第１款　資 本 的 支 出	1,247,127 千円	1,056 千円	1,248,183 千円
第１項　建 設 改 良 費	911,940 千円	1,056 千円	912,996 千円

第５条　予算第８条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員給与費 142,110 千円」を「職員給与費 145,804 千円」に改める。

第６条　予算第９条に、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおりと定める。

（債務負担行為）

事　　項	期　　間	限　度　額
財務会計システム更新業務委託	令和８年度から令和９年度まで	30,855 千円

令和８年１１月３０日提出

箕面市長　原　田　亮

予算に関する説明書

令和8年度箕面市公共下水道事業会計補正予算(第３号)実施計画

収益的収入及び支出

支　　出　　（単位　千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1 下水道事業費用			2,753,916	2,638	2,756,554	
	1 営業費用		2,685,394	2,638	2,688,032	
		1 汚水管渠費	126,009	660	126,669	汚水管渠の維持管理に要する費用
		2 雨水管渠費	59,660	261	59,921	雨水管渠の維持管理に要する費用
		4 ポンプ場費	94,122	415	94,537	ポンプ場設備の維持管理に要する費用
		8 汚水総係費	47,794	425	48,219	汚水事業全般に関連する費用
		9 雨水総係費	36,866	877	37,743	雨水事業全般に関連する費用

資本的収入及び支出

支　　出　　（単位　千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1 資本的支出			1,247,127	1,056	1,248,183	
	1 建設改良費		911,940	1,056	912,996	
		1 汚水建設改良費	663,568	422	663,990	汚水建設改良事業に要する経費
		2 雨水建設改良費	63,770	634	64,404	雨水建設改良事業に要する経費

令和8年度箕面市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

（単位　千円）

区　　分	既決予定額	補正予定額	計
1　業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	24,340	△ 2,638	21,702
引当金の増減	692	195	887
小計	674,724	△ 2,443	672,281
業務活動によるキャッシュ・フロー①	658,923	△ 2,443	656,480
2　投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出	△ 1,040,643	△ 1,056	△ 1,041,699
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 713,804	△ 1,056	△ 714,860
3　財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 109,349		△ 109,349
4　資金の増加額④＝①＋②＋③	△ 164,230	△ 3,499	△ 167,729
5　資金期首残高	6,138,230		6,138,230
6　資金期末残高	5,974,000	△ 3,499	5,970,501

給与費明細書

1 総括

区　分	職員数			給与費				法定福利費	合計
	特別職(人)		一般職(人)	報酬	給料	職員手当	計		
	管理者	その他		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後			(　2) 13	6,076	57,482	57,935	121,493	21,831	143,324
補正前			(　2) 13	6,076	55,491	56,662	118,229	21,401	139,630
比 較			( )		1,991	1,273	3,264	430	3,694

注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、( )内は短時間勤務職員数(外書き)である。

職員手当の内訳	区　分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外及び休日勤務手当 (千円)
	補 正 後	2,304	4,620	7,733	704	4,368
	補 正 前	2,304	4,620	7,493	694	4,368
	比　　較			240	10	
	区　分	住居手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	退職給付費 (千円)	在宅勤務等手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)
	補 正 後	984	27,973	9,000	9	240
	補 正 前	984	26,950	9,000	9	240
	比　　較		1,023			

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳	（千円）	説 明	備 考
給料	1,991	1 制度改正に伴う増加分	1,991	給与改定に係る増加分 1,991千円	給与改定の状況 本年度 ― 給料の改定率　中堅層以上に重点を置き　3.8% 本年度 ― 給与改定実施時期　令和8年(2026年)4月
職員手当	1,273	1 制度改正に伴う増加分	1,263	給与改定に係る増加分 1,263千円	期末勤勉手当 給与改定に係る増加分　1,023千円 期末勤勉手当の支給率 支給期　6月　12月　合計 補正後　2.325（1.225）　2.375（1.275）　4.70（2.50） 補正前　2.325（1.225）　2.325（1.225）　4.65（2.45） 地域手当　240千円
		2 その他の増加分	10		通勤手当　10千円

注）　支給率欄の（　）内は再任用職員の支給率である。

債務負担行為に関する調書

補正区分	事項	限度額	前年度までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳	
			期間	金額	期間	金額	損益勘定留保資金	負担金
補正前								
補正後	財務会計システム更新業務委託	千円 30,855		千円	令和８年度（2026年度）から令和９年度（2027年度）まで	千円 30,855	千円 9,680	千円 21,175

予算参考資料

実施計画内訳書

収益的収入及び支出

支　出

款・項・目・節	既決予定額（千円）	補正予定額（千円）	計（千円）	説明		（千円）
1 下水道事業費用	2,753,916	2,638	2,756,554			
1 営業費用	2,685,394	2,638	2,688,032			
1 汚水管渠費	126,009	660	126,669			
給料	7,204	361	7,565	一般職員	7,565	361 増
手当等	4,605	210	4,815	地域手当	995	44 増
				期末勤勉手当	2,560	166 増
賞与引当金繰入額	1,389	49	1,438	期末勤勉手当分	1,234	42 増
				法定福利費分	204	7 増
法定福利費	2,381	40	2,421	職員共済組合負担金	2,016	40 増
2 雨水管渠費	59,660	261	59,921			
給料	7,462	233	7,695	一般職員	7,695	233 増
手当等	5,642	28	5,670	地域手当	924	28 増
4 ポンプ場費	94,122	415	94,537			
給料	3,075	263	3,338	一般職員	3,338	263 増
手当等	1,146	109	1,255	地域手当	401	32 増
				期末勤勉手当	546	77 増
賞与引当金繰入額	283	23	306	期末勤勉手当分	254	19 増
				法定福利費分	52	4 増
法定福利費	939	20	959	職員共済組合負担金	888	20 増
8 汚水総係費	47,794	425	48,219			
給料	8,132	152	8,284	一般職員	8,284	152 増
手当等	7,231	180	7,411	地域手当	1,060	19 増
				期末勤勉手当	2,579	161 増
賞与引当金繰入額	1,449	49	1,498	期末勤勉手当分	1,249	40 増
				法定福利費分	249	9 増
法定福利費	2,528	44	2,572	職員共済組合負担金	2,534	44 増
9 雨水総係費	36,866	877	37,743			
給料	11,879	411	12,290	一般職員	12,290	411 増
手当等	8,538	308	8,846	地域手当	1,713	49 増
				通勤手当	315	10 増
				期末勤勉手当	4,070	249 増
賞与引当金繰入額	2,293	74	2,367	期末勤勉手当分	1,972	61 増
				法定福利費分	395	13 増
法定福利費	4,117	84	4,201	職員共済組合負担金	4,176	84 増

資本的収入及び支出

支　出

款・項・目・節	既決予定額（千円）	補正予定額（千円）	計（千円）	説明		（千円）
1 資本的支出	1,247,127	1,056	1,248,183			
1 建設改良費	911,940	1,056	912,996			
1 汚水建設改良費	663,568	422	663,990			
給料	8,301	261	8,562	一般職員	8,562	261 増
手当等	7,817	31	7,848	地域手当	1,149	31 増
法定福利費	3,524	130	3,654	職員共済組合負担金	3,370	130 増
2 雨水建設改良費	63,770	634	64,404			
給料	9,438	310	9,748	一般職員	9,748	310 増
手当等	9,279	245	9,524	地域手当	1,491	37 増
				期末勤勉手当	5,225	208 増
法定福利費	3,817	79	3,896	職員共済組合負担金	3,871	79 増

第１１６号議案

令和８年度箕面市ボートレース事業会計補正予算（第２号）

第１条　令和８年度箕面市ボートレース事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和８年度箕面市ボートレース事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（区　　分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（　　計　　）
（２）一日平均売上金額	708,333 千円	130,953 千円	839,286 千円

第３条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
	収　　入		
第１款　ボートレース事業収益	66,434,538 千円	11,519,342 千円	77,953,880 千円
第１項　営　業　収　益	66,308,992 千円	11,519,342 千円	77,828,334 千円
	支　　出		
第１款　ボートレース事業費用	66,102,146 千円	11,630,694 千円	77,732,840 千円
第１項　営　業　費　用	63,551,146 千円	10,130,694 千円	73,681,840 千円
第２項　営 業 外 費 用	2,051,000 千円	1,000,000 千円	3,051,000 千円
第３項　予　　備　　費	500,000 千円	500,000 千円	1,000,000 千円

令和８年１１月３０日提出

箕面市長　原　田　亮

予算に関する説明書

令和8年度箕面市ボートレース事業会計補正予算(第2号)実施計画

収益的収入及び支出

収　　入　　（単位　千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1 ボートレース事業収益			66,434,538	11,519,342	77,953,880	
	1 営業収益		66,308,992	11,519,342	77,828,334	
		1 開催収益	60,809,001	11,242,000	72,051,001	舟券売上金、返還金
		4 その他営業収益	1,344,545	277,342	1,621,887	端数切捨金収入、寄附金他

支　　出　　（単位　千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1 ボートレース事業費用			66,102,146	11,630,694	77,732,840	
	1 営業費用		63,551,146	10,130,694	73,681,840	
		1 開催費	49,421,576	9,070,394	58,491,970	舟券の発売・払戻業務その他開催業務に要する費用
		2 交付金	3,450,601	515,800	3,966,401	モーターボート競走法交付金
		4 施設費	2,672,024	544,500	3,216,524	施設借上げに要する費用
	2 営業外費用		2,051,000	1,000,000	3,051,000	
		1 繰出金	2,000,000	1,000,000	3,000,000	一般会計繰出金
	3 予備費		500,000	500,000	1,000,000	
		1 予備費	500,000	500,000	1,000,000	

令和8年度箕面市ボートレース事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

（単位　千円）

区　　分	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	332,392	△ 111,352	221,040
業務活動によるキャッシュ・フロー①	659,365	△ 111,352	548,013
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
投資活動によるキャッシュ・フロー②	16,525		16,525
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 3,766,875		△ 3,766,875
4 資金の増加額④＝①＋②＋③	△ 3,090,985	△ 111,352	△ 3,202,337
5 資金期首残高	16,663,470		16,663,470
6 資金期末残高	13,572,485	△ 111,352	13,461,133

予算参考資料

実 施 計 画 内 訳 書

収益的収入及び支出

収　入

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説　明		(千円)
1 ボートレース事業収益	66,434,538	11,519,342	77,953,880			
1 営業収益	66,308,992	11,519,342	77,828,334			
1 開催収益	60,809,001	11,242,000	72,051,001			
本場舟券発売金	3,436,986	1,102,738	4,539,724	本場舟券売上金	4,442,000	1,079,000 増
				本場舟券返還金	97,724	23,738 増
電話投票舟券発売金	47,190,442	10,139,262	57,329,704	電話投票舟券売上金	56,095,600	9,921,000 増
				電話投票舟券返還金	1,234,104	218,262 増
4 その他営業収益	1,344,545	277,342	1,621,887			
端数切捨金収入	119,000	22,000	141,000	端数切捨金収入	141,000	22,000 増
時効収入	26,650	2,158	28,808	本場舟券払戻金時効収入	8,884	2,158 増
寄附金	1,178,375	253,184	1,431,559	電話投票運営協力金	1,431,559	253,184 増

支　出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説　明		(千円)
1 ボートレース事業費用	66,102,146	11,630,694	77,732,840			
1 営業費用	63,551,146	10,130,694	73,681,840			
1 開催費	49,421,576	9,070,394	58,491,970			
委託料	1,863,046	300,110	2,163,156	電話投票事務委託	1,696,892	300,110 増
使用料	1,295,198	278,284	1,573,482	中央情報処理装置使用料	1,573,482	278,284 増
払戻金	44,625,000	8,250,000	52,875,000	舟券払戻金	52,875,000	8,250,000 増
返還金	1,309,001	242,000	1,551,001	舟券返還金	1,551,001	242,000 増
2 交付金	3,450,601	515,800	3,966,401			
交付金	3,450,601	515,800	3,966,401	モーターボート競走法第２５条交付金	2,252,628	382,028 増
				モーターボート競走法第３０条交付金	880,973	133,772 増
4 施設費	2,672,024	544,500	3,216,524			
賃借料	2,672,024	544,500	3,216,524	住之江競走場賃借料	2,996,612	544,500 増
2 営業外費用	2,051,000	1,000,000	3,051,000			
1 繰出金	2,000,000	1,000,000	3,000,000			
一般会計繰出金	2,000,000	1,000,000	3,000,000	一般会計繰出金	3,000,000	1,000,000 増
3 予備費	500,000	500,000	1,000,000			
1 予備費	500,000	500,000	1,000,000			
予備費	500,000	500,000	1,000,000	予備費	1,000,000	500,000 増

諮問第３号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により議会の意見を求める。

令和８年１１月３０日提出

箕面市長　原　田　亮

氏　名　渡　邊　由　美

略　　歴

昭和５３年	３月	武庫川女子大学文学部卒業
同　５４年	４月	箕面市立豊川北小学校勤務
平成１２年	４月	箕面市教育委員会事務局学校教育部学校教育課教育センター主査
同　１７年	４月	豊中市立高川小学校教頭
同　１９年	４月	箕面市立萱野小学校教頭

同　２５年	４月	箕面市立萱野北小学校校長
同　３０年	３月	武庫川女子大学大学院臨床教育学研究科修士課程修了
令和　３年	７月	人権擁護委員（現在に至る。）

（提案理由）

渡邊由美氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。

諮問第４号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により議会の意見を求める。

令和８年１１月３０日提出

箕面市長　原　田　亮

氏　名　西　念　京　祐

略　　歴

平成１３年　３月	京都大学法学部卒業
同　１３年１１月	司法試験合格
同　１５年１０月	司法修習終了
同　１５年１０月	弁護士登録（現在に至る。）
同　１５年１０月	法円坂法律事務所入所

同　２１年　４月　　梅田新道法律事務所入所（現在に至る。）

令和　３年　７月　　人権擁護委員（現在に至る。）

（提案理由）

西念京祐氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。

諮問第５号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により議会の意見を求める。

令和８年１１月３０日提出

箕面市長　原　田　亮

氏　名　上　野　友　慈

略　　歴

昭和５５年１０月	司法試験合格
同　５６年　３月	九州大学法学部卒業
同　５８年　４月	司法修習終了
同　５８年　４月	大阪地方検察庁検事任官
平成１７年　４月	京都地方検察庁刑事部長

同　２０年	７月	大阪高等検察庁総務部長
同　２２年	７月	那覇地方検察庁検事正
同　２６年	１月	最高検察庁公安部長
同　２９年	４月	札幌高等検察庁検事長
令和　２年	４月	弁護士登録（現在に至る。）
同　２年	４月	上野友慈法律事務所開設（現在に至る。）

（提案理由）

上野友慈氏を人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。

諮問第６号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により議会の意見を求める。

令和８年１１月３０日提出

箕面市長　原　田　亮

氏　名　橋　本　美　幸

略　歴

平成	８年	３月　桃山学院大学社会学部卒業
同	８年	９月　重松貿易株式会社勤務
同	２２年	１月　橋本美幸社会保険労務士事務所（現　ベルネージュ労務コンサルティング）開設（現在に至る。）
同	２２年	４月　大阪労働局勤務

同　２８年	３月	関西大学大学院法学研究科修士課程修了
令和　５年	３月	大阪府医療勤務環境改善支援センター医療労務管理アドバイザー（現在に至る。）
同　５年	３月	大阪大学大学院法学研究科博士課程修了
同　８年	９月	関西大学非常勤講師（現在に至る。）
同　８年	９月	梅花女子大学非常勤講師（現在に至る。）

（提案理由）

橋本美幸氏を人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。